

文教厚生委員会 会議録

=====
日 時 令和6年2月27日(火)
午前9時30分開会、午後2時49分閉会
場 所 第2委員会室

-
- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項
 - (1) 教育委員会関係
 - (2) 保健福祉部関係
 - (3) こども未来部関係
 - (4) その他
 - 4 閉 会

出席委員（8名）

委員長 矢口 勝雄
副委員長 田中 義法
委 員 吉田 千鶴子
委 員 鈴木 一彦
委 員 勝田 達也
委 員 福田 勝夫
委 員 平岡 房子
委 員 根本 法子

欠席委員（なし）

説明のため出席した者（24名）

保健福祉部長 羽生 元幸
社会福祉課長 坂本 英宣

障害福祉課長	白田 博規
高齢福祉課長	刈山 和幸
国保年金課長	武井 衛
健康増進課長	水田 和広
こども未来部長	平井 康裕
こども政策課長	菊田 宏巳
こども包括支援課長	佐藤 千加子
保育課長	野中 佑起男
教育長	入野 浩美
教育部長	望月 亮一
教育総務課長	塚本 富美代
学務課長	塚本 耕司
学校給食センター所長	小池 政幸
生涯学習課長	佐賀 憲一
図書館長	武藤 知子
文化振興課長	中澤 達也
博物館副館長	木塚 久仁子
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長	比毛 君男
スポーツ振興課長	寺崎 敏彦
指導課長	田上 秀之
行革デジタル推進課長	天貝 健一
行革デジタル推進課公共施設マネジメント推進室長	川中 信樹

事務局職員出席者

主 幹 高橋 陽平

傍聴者（なし）

○矢口委員長 ただ今から文教厚生員会を開会いたします。文教厚生委員会の本日のフォルダをお開きいただきたいと思います。教育委員会からになります。まず議案関

係です。土浦市立学校の設置及び管理に関する条例及び土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正について、執行部より説明願います。

○塚本学務課長 サイドブックの資料①の1ページをお願いいたします。土浦市立学校の設置及び管理に関する条例及び土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正について御説明いたします。はじめに、1の改正の趣旨でございますが、ポイントは2点ほどございます。1点目は市立学校及び放課後児童クラブに関する条例で規定しております施設の位置についてですが、内部調査により土地の地番を確認しましたところ、東小学校ほか4校の計5校の小中義務教育学校におきまして、過去の分筆、合筆等により現在存在していない地番となっていることが確認されました。このため、市立学校におきましては、2の改正内容に記載の東小学校、上大津東小学校、都和南小学校、土浦第六中学校及び新治学園義務教育学校の計5校を現況の代表地番に合わせまして、(1)を改正するものでございます。また、学校位置と同じ位置を規定しております放課後児童クラブにつきましても、土浦第六中学校を除く小学校計4校の放課後児童クラブの位置を現況の代表地番に合わせて、同様に改正を行うものでございます。2点目でございますが、上大津地区小学校の適正配置に関する改正でございます。現在、土浦市上大津地区小学校適正配置実施計画に基づきまして、令和10年4月に上大津東小学校の敷地に新たに統合小学校の開校を目指しまして、準備を進めているところでございます。これまでに、統合対象校の保護者等の代表者で構成しております土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会におきまして、昨年9月でございますが、統合小学校の校名案を募集し、その公募結果に基づきまして校名案の協議を行いましたところ、最終的に漢字の上大津小学校が校名案として選定されたところでございます。その選定の経緯につきましては、資料の2ページを御覧ください。2の(1)に記載の検討部会におきまして、漢字の「上大津」「おおつ野」、平仮名の「かみおおつ」の3案が選定され、(2)の開校準備協議会全体会でございますが、こちらにおきまして上大津村に起源を持ち、歴史のある名前であるなどの理由により漢字の「上大津」が選定となったものでございます。教育委員会といたしましては、地域の代表者等で構成されている開校準備協議会の選定結果であるという事実を尊重しまして、漢字の「上大津小学校」を校名案とする改正をお願いするものでございます。お手数ですが、資料1にお戻りいただきまして、中ほど2の改正資料についてですが、(1)土浦市立学校の設置及び管理に関する条例の別表第2条関係におきまして、①の学校の位置の訂正、また、②の校名を上大津小学校に改め、菅谷小学校部分の削除を行いまして、(2)としまして土浦市放課後児童クラブの条例の別表第2条関係でございますが、放課後児童クラブの位置の訂正を行います。また、詳細な条例案文は3ページから5ページ、新旧対象表につきましては別ファイルでございます資料①ー

2となりますので、後ほど御参照をお願いいたします。最後に、3の施行日でございますが、施設の位置に関する改正につきましては公布の日からとし、上大津地区小学校の統合に関する改正、校名の変更でございますが、こちらにつきましては統合小学校の開校予定日でございます令和10年4月1日から施行するものでございます。なお、統合小学校の開校までは4年ほどございますが、今回学校名及び位置を定めることで今後の統合小学校の施設整備を滞りなく進めるとともに、新しい学校の校歌、校章の作成など速やかに着手していく予定でございます。

○矢口委員長 ただ今の説明について委員の皆様から御質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。令和6年度土浦市一般会計予算(案)主要事業について、執行部より順次説明をお願いいたします。

○小池学校給食センター所長 サイドブックス資料の③をお願いいたします。学校給食費の無償化についてでございます。御案内のとおり、本市では子育て世帯支援の一環として昨年の10月分から、市立小中学校、義務教育学校へ通う児童生徒の学校給食費を無償としておりますが、令和6年度につきましても引き続き1年間継続することといたしました。この無償化に伴い、歳入の学校給食費収入が約4億4,500万円減額となりますが、その財源としては一般財源を充当することになります。今後につきましては、学校給食費の無償化は本来国の責任において実施すべきものと考えておりますので、国による早期の無償化実施の機運を高めていくために、全国市長会や全国都市教育長協議会等と連携し、国に対し国による早期の無償化実施を引き続き強く要望してまいります。

○田上指導課長 資料でございますが、全員協議会、令和6年、2月15日開催、資料1、令和6年予算の概要、59ページをお願いいたします。主要事業名、教育相談室管理運営事業でございます。はじめに、事業の目的でございますが、本事業は現在指導課が担当しております。教育相談室の教育相談員を増員し、電話による相談活動の充実、増加の一途をたどっている市内小中義務教育学校の不登校児童生徒に対する適応指導等に加え、中学校等の校内フリースクールへの支援活動通室制への学習支援等を拡充し、個々のニーズに応じた学びの場を確保することで、子供たちが成長できる環境を整えるための事業でございます。本事業の概要を説明いたします。令和5年度より中学校等の校内フリースクール等支援事業1年次を開始し、前期3校、後期3校のモデル校を設定して教育相談員を週1回派遣しながら、生徒支援の手立てや運営の検証を行ってまいりました。令和6年度は校内フリースクール等支援事業2年次としまして、残る2校を合わせた全8校で支援事業を実施してまいります。1年次の運

営状況を参考に更なる体制整備や支援方法の検討、教育相談員の派遣回数等について検証してまいる予定でございます。つづきまして、60ページをお願いいたします。地域スポーツ文化クラブ運営事業でございます。はじめに、事業の目的ですが、本事業は現在指導課が担当しております部活動改革プロジェクトにおいて、休日の部活動を段階的に地域移行するための運営を推進しております。部活動が地域に開かれ、新たな仲間が加わることで多様な価値観や経験を共有し、子供たちにとって地域クラブ活動がより豊かな活動へと進展することを目指しております。本事業の概要を説明いたします。令和5年度から令和7年度末までを休日の部活動の地域移行改革推進期間として国が位置付けたことを受け、休日の部活動を段階的に地域に移行するため、令和5年度10月より土浦市地域クラブ活動推進協会に業務を委託し、運動部活動のうち4競技で実証事業を開始しております。令和6年度は実証事業2年目における更なる体制整備や地域の指導者の確保などについて検証し、課題と成果を整理しながら、令和8年度の本格的実施に向けて今後の事業拡大を見据えた検証を行う予定でございます。

○塚本教育総務課長 別冊61ページをお願いいたします。上大津地区統合小学校整備事業でございます。はじめに、事業の目的でございますが、上大津地区小学校適正配置実施計画に基づき、令和10年度の統合小学校開校に向け、上大津地区に統合小学校を整備するものでございます。これまでの経緯といたしまして、令和4年度に統合小学校整備基本計画を策定し、5年度は統合小学校建設候補地となる上大津東小学校北側の用地取得及び統合小学校建設に向けた基本実施設計委託プロポーザル選定委員会等を実施してございます。6年度の事業内容につきましては、継続事業であります基本実施設計委託について、地元の方々皆で作った学校と思える地域の拠点を目指し、教職員や地域住民とのワークショップ等を行うなど基本設計に取り組むほか、建設予定地内の埋蔵文化財本調査を実施いたします。つづきまして、62ページをお願いいたします。小学校、中学校長寿命化改良事業でございます。はじめに、事業の目的でございますが、学校施設の長寿命化計画に基づき学校施設に求められる機能や性能を確保するため、計画的に長寿命化改良工事を進めるものでございます。6年度の事業内容でございますが、長寿命化改良工事につきましては、小学校は5年度からの継続となる都和南小学校校舎棟及び屋内運動場棟、6年度から着工し、2か年工事となります乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場棟でございます。また、中学校につきましては、単年度工事となります土浦第二中学校武道場の長寿命化改良工事の計3件を実施いたします。そのほか、神立小学校校舎棟の基本設計及び都和中学校校舎棟の実設計を行ってまいります。

○佐賀生涯学習課長 63ページをお願いいたします。家庭教育支援事業でございます。事業の目的でございますが、子育ての悩みや不安などの課題を抱えながら自ら学びの場や相談の場に足を運ぶことが難しい保護者に対し、家庭教育支援員が支援を届けることで、子供の育ちを支えていく事業でございます。事業の概要です。令和5年度から開始した本事業でございますが、対象とする家庭は家庭教育の重要な時期である小学校へ入学する子を持つ全家庭としました。各小学校で行われる就学時健康診断に家庭教育支援員が出向き、そこで家庭教育等の情報を載せたチラシを説明をしながら保護者一人一人に手渡しで配布し、情報提供を行いました。また、支援ニーズを把握するためにアンケートを同時に実施いたしました。結果、就学時健診に来た947世帯と、後日来庁した2世帯の全949世帯に対し直接説明をいたしました。そのうちアンケートにより受け付けた14件の相談に対し電話相談や面談を実施し、専門機関につなぐことができました。保護者の負担、不安、悩みが多種多様であることから、今後も様々な専門機関や関係各課と連携し、取り組んでまいります。つづきまして、64ページをお願いいたします。コミュニティスクール推進事業でございます。事業の目的でございますが、コミュニティスクールは学校と地域住民等が力を合わせることで、地域とともにある学校を目指す事業でございます。事業の概要ですが、令和3年から4年度は新治学園義務教育学校を研究推進校とし、コミュニティスクール推進委員会を設置して導入に向けた検討を行ってまいりました。令和5年度には市内全ての市立小中義務教育学校に学校運営協議会を設置し、協議を始めたところです。令和6年度は各校において引き続き協議を進めるとともに、学校、家庭、地域が連携協働することで、地域社会との様々な関わりを通じて子供たちが安心して活動できる居場所づくりや、地域全体で子供たちを育む学校づくりを推進するため、地域学校協働活動の体制づくりを検討してまいります。

○中澤文化振興課長 資料の65ページをお願いいたします。指定文化財等管理事業です。事業の目的としては、文化財保存活用地域計画を基に歴史文化を活かしたまちづくりを進め、本市の魅力を高めていくものです。今年度事業内容の二つ目の丸、文化財管理公開の支援は、建造物や史跡などの日常的に管理が必要な市指定文化財の所有者に対して謝礼金を支給し、管理等について支援するものです。三つ目の丸、歴史的建造物調査委託は、登録有形文化財の登録を推進するもので、中城通り琴平大社の隣に建っております個人住宅を調査するものです。五つ目の丸は、下高津にございます市指定文化財、愛宕神社本拝殿の茅屋根修理費に対する補助でして、経年劣化で傷みが生じてきた茅屋根を3か年に分けて修理するもので、費用の2分の1を補助するものです。つづきまして、資料の66ページをお願いいたします。文化財整備活用事業です。事業の目的としては、文化財保存活用地域計画を基に具体的な文化財の保存

活用を図り、歴史文化を生かしたまちづくりを目指すものです。6年度の事業内容は、令和3年度に寄贈を受けた一色家住宅について、整備設計に向けた建物の耐震診断調査を行います。なお、一色家住宅につきましては、現在行革デジタル推進課の公共施設マネジメント推進室と共同で国の支援を受けまして、より良い利活用に向けたサウンディング調査を行っているところでございます。

○比毛上高津貝塚副館長 資料の67ページをお願いいたします。上高津貝塚長寿命化改良事業でございます。はじめに、この事業の目的でございますが、上高津貝塚ふるさと歴史の広場が開館から28年を経過し、施設設備面で老朽化が著しいことから、長寿命化工事を行うものです。令和6年度の事業内容は長寿命化工事の基本実施設計を行います。主な内容は、空調設備の改修、外壁改修、屋上防水改修、照明のLED化などでございます。つづきまして、恐れ入りますが、資料の68ページをお願いいたします。上高津貝塚再整備事業でございます。この事業の目的は、開館から28年を経過した上高津貝塚の展示室を最新の研究成果を反映した内容に改装を行うものでございます。令和6年度の事業内容は展示室改装の基本実施設計を行います。この展示改装と長寿命化工事は並行して実施し、この期間は休館となります。なお、リニューアルオープンは令和9年度を予定しております。

○木塚博物館副館長 69ページをお願いいたします。博物館の重要資料公開推進事業でございます。事業の目的は、特別展やテーマ展を通して歴史に関する研究成果を公開することです。これにより市民の郷土への歴史への関心を高めてまいります。令和6年度は令和5年度から継続して第45回特別展「土浦“モノ”語り」を開催し、上高津貝塚ふるさと歴史の広場と合同して本市の歴史の流れを多様な資料から紹介いたします。この合同展につきましてはチラシが完成しておりまして、委員の皆様のお手元にお配りさせていただきました。また、第46回特別展「まなびやの源流」を開催し、土浦の近代化を支え、高い水準を誇ってきた教育の起源を紹介いたします。

○武藤図書館長 資料の70ページをお願いいたします。図書館サービス推進事業でございます。事業の目的でございますが、市民ニーズに対応した図書館サービスの充実と、人が集い交流するためのイベントを開催することで、図書館の利用促進を図るものがございます。事業の概要ですが、大正13年6月1日、土浦町役場内に図書館が開館し、令和6年度に100周年を迎えるのを記念しまして、毎年秋に行っています利用促進イベント、図書館フェスを100周年記念図書館フェスとして開催いたします。二つ目の丸、電子書籍の購入につきましては、GIGAスクール構想のタブレットを活用した子供たちの読書活動を推進するため、電子図書館の充実を図ってまいります。そのほかの事業につきましては、三つ目の丸の事業一覧に記載のとおりになってございます。

○塚本学務課長 資料のほうは71ページをお願いいたします。小学校口腔衛生推進事業について御説明いたします。事業の目的は、生涯にわたり健康な生活を送るためには、学齢期からの口腔の健康を維持することが重要でありますことから、市立小学校の児童に対しましてフッ化物洗口を実施するものでございます。事業の概要ですが、令和5年度につきましては、県のモデル事業として令和4年度から開始をしまして都和小学校に中村小学校を追加し、実施いたしました。令和6年度はさらに乙戸小学校と大岩田小学校の2校を加えまして、計4校の児童を対象に週1回のフッ化物洗口を実施いたします。今後につきましては、児童の健康格差解消に期待ができることから、事業の検証も踏まえまして、虫歯り患率の高い小学校などから順次実施対象校を拡大してまいります。予算額につきましては、フッ化物洗口液などの購入経費でございまして記載のとおりでございます。

○矢口委員長 以上14件の事業の説明がありました。これまでの件につきまして委員の皆様から御質問、御意見等をお願いしたいと思っております。

○勝田委員 2点ほど教えてください。まず給食費の無償化に関して継続ということではよろしいと思っておりますが、しかしながら、一般財源からの相当の予算が持ち出されるというような状況であります。国のほうでは子育てを非常に重要視するというような政策を与党が言ってるわけですが、本来国がやるべきというのは私もそのとおりだというふうに思っております。予算の財源に関して何か国からの情報というのは、現在支援に関して把握されているものはありますか。

○小池学校給食センター所長 残念ながら、今のところ給食費無償化について国のほうで何かしらの支援があるというような情報はございません。

○勝田委員 皆でその辺りを支援できるように、国に対しても要望していけたら良いなというふうに思っています。二つ目はやはり給食なのですが、そうすると保護者は出さないですね、無償化ですから。その時に、保護者の皆さんからの食への関心というのが失われるというのは、分らないですが、ちょっと懸念されるのかなという一方で、給食センターを見させていただいて、非常によくやっていたらというのも見えています。その中でなかなかしょうがないと思っておりますが、ぎりぎりの価格で良いものを提供という、常にその辺りが課題になっていると思っておりますが、無償化によってこれは給食費ということで大体決まるわけですけれども。食材の高騰なども今後あり得なくもないですし、今よりもできれば更に良いものを提供したいという給食の現場の声もあると思っております。その辺りをよく見ていただいて、予算が決まっています、無償化だからもうこれで仕方がないということではなくて、この辺りを引き続き市のほうからも検討していただきたいと。これは要望です。もう一つの一色家の件なのですが、一色さんの住宅を提供いただいたというのは存じております。サウンディング調

査をしていくということですが、そもそも市としては何にするために譲渡を受けたのかという、当初の考えというか、そういったものがあればというのが一つと、サウンディングをやるということは、仮にですが、民間が有効利用しますというような意見が出てきた時に、市としては貸し出すこともあり得るというふうに、そういうことでやるのでしょうか。

○中澤文化振興課長 まず一つ目の一色家住宅の寄贈につきましては、過去の文教厚生委員会のほうでも御説明させていただいたところではございますが、やはり一つは国の登録有形文化財建造物であり、また、一色家はいわゆる土浦は歴史のある町並みであります。武家風の屋敷がちょっと1軒も残っていないような状況でございます。そういった中で寄贈の申出がありましたことから、また、景観的な部分、その建物だけではなくて周りの景観、裏山のほうの山林も含めて土地の寄贈をいただけるということでしたので、将来、歴史文化的な部分でPRしていく有効な一つの資源、歴史的な資源であるというふうに考え、寄贈を受けたところでございます。当然寄贈を受けましたら、利活用というふうな部分で考えていかなければならないと。寄贈を受けて、具体的な利活用について、どうしていこうかというふうなことはこれからということでございます。二つ目の御質問の民間に貸出しというところでございますが、サウンディングは当然、民間事業者からの意見聴取などで市場のニーズや、事業として成り立つかどうかのアドバイスを受けていくということでございます。もう既に3社ほど名乗りを上げていただいたところがございます。そちらのほうとサウンディングの聞取り等を行っているところでございます。また、そういったいろいろな市場ニーズ、事業を通して成り立つかということで、事業の発案段階です。サウンディングの主な目的でございます。その事業の発案段階、検討段階において、いろいろな民間ニーズを聞きまして、具体的に採算性のある施設運営がより具体的に見込めるかどうかということ、今後より研究等をしていきたいというところがございます。

○吉田(千)委員 数点ございます。はじめに、勝田委員からもございました給食費に関しては一般財源から持出しということで、本当に御苦労されて、予算獲得に向けてしていただいたということの御苦労にまず感謝を申し上げます。ありがとうございます。その上で本当に前からも話していますように、これは本当に国のほうでしっかり財源は充てていただきたいということで、私どもも声を上げているところでございます。また、今回全国的に各自治体にそういったことも含めて、給食費の無償化も含めてアンケート調査をさせていただいておりますので、この辺しっかりと取り組んでいきたいと思っておりますし、また、先ほど勝田委員からございました。私どももしっかり国のほうに向けて提案、意見書の提出、そういったものを委員長含めて検討していければというふうに考えるというところがございます。そして、ちょっとお伺いしたい

のは、まず62ページの長寿命化工事に当たりまして屋内運動棟のほうなのですが、これはしっかりと断熱材を入れるといいますか、入っていないところに対してはその辺も含めての長寿命化対策ということになりますか。

○塚本教育総務課長 吉田委員おっしゃるとおり、今回長寿命化の中では体育館に関してもしっかりと断熱化等を施して長寿命化をしてございます。今後につきましてもそのような形で進めていく予定でございます。

○吉田(千)委員 本当に今年の夏も去年よりも暑くなると、そのように気象庁が発表されているようです。子供たちが安心、安全に使えるものということでは、将来に向かってしっかりと断熱材をまず入れるということから始まって、エアコンの設置等もしっかりと予算が組めるようになれば良いといいますか、そのように私どもは考えますので、国のほうの予算もしっかり付けていただくように前から話しておりまして、そういったことも来年度に向けてございますので、是非ともその辺は御検討していただく。計画に沿ってですね。すぐには全部ということはできませんので、その辺も併せて長寿命化対策をした上で御検討していただきたいと思いますが、この辺についていかがでしょうか。

○塚本教育総務課長 おっしゃるとおり、夏場は大変暑いということで、エアコンの必要性については十分認識をしております、いろいろな情報を得た上で検討している状況です。その中で、やはり一番大事なのが断熱化を計画的に進めていくというのがまずありますので、長寿命化を進めながら計画的に今後も進めていきたいと考えてございます。

○吉田(千)委員 是非その方向で進めていただければというふうに思います。それから、64ページに地域の方々と一緒にというコミュニティのページですね。その問題なのかどうかというのがあるのですが、声が届いている中で、要するに旗振り当番を保護者の方に担っていただいているわけですが、それが子供さんも少なくなり、とても早いサイクルで回ってきて、旗振り当番が大変短い間なのですが、やはり出て入って帰ってくると。そして、仕事に行くという状況が大変多いものですから、その辺に関して、そういうお声というのは教育委員会のどちらかに届いているのでしょうか。

○田上指導課長 御質問いただきました旗振り当番でございますけれども、旗振り当番は子供会育成会で旗振り当番を決めていただいて、学校に登校する子供たちの朝の安全指導といいますか、そういった支援を学校の教職員に代わって御協力いただいている仕組みになっております。直接的には学校のほうと育成会が連携を図りながら進めているところなのですが、実際には旗振り当番をしていただく構成メンバーはこの育成会に登録をされている、いわゆる子供会に入っている保護者の方々が担っているという現状がございまして、現在は少子化とともに、また、地域でなかなかコミュニテ

ィとしてこの育成会に登録をされない保護者の方々がいらっしやって、そうなるくと、旗振りの当番の頻度が委員からおっしやったように、頻度が高くなってしま、ローテーションがすぐ回ってきってしまうという問題、さらには、登校班の編成もこの育成会で行っているのですが、登校班の編成もいわゆるこの育成会に入っていない、子供会に入っていないお子さんはこの登校班に入れないというような問題が学校のほうに苦情として届くような場面や、さらには、指導課のほうにうちの子供が登校班に入れないというような話が届くことも年間に何回かはございます。そういった時には、学校のほうから育成会の代表の方などにも相談をしながら登校班のほうに混ぜていただくことであるとか、旗振り当番のことに関しましては学校もできる限り協力、朝の立しょう指導はするところではあるのですが、昨今のこの勤務状況の改善などそういった問題もあって、学校の至近距離での旗振り、登校見守りはできるのですが、学校から遠くの旗振り当番の教員の対応となると、勤務条件の兼ね合いもございましてなかなか難しいところもありますので、保護者の方々との連携は十分に今後も図っていかねばなりませんけれども、そういった課題を学校現場、育成会でも抱えているというところを、このコミュニティスクール事業で改善できるような話合いの場を設けていく必要はあるのかなと指導課としては考えております。

○吉田(千)委員 私どもも何かちょっとその辺違った角度から、旗振り当番につきましましては何か提案ができればなと考えるところでございますので、また、今コミュニティのほうでもしっかりお話をさせていただくということですので、皆さんの知恵を合わせて今後の子供たちの安心安全の見守りというところをどのようにしていくのか。少子化という中で働くお母さんたちも本当に多くなってる。そういった中で、何か対策をとることを私もちよっと感じている1人でございますので、しっかりとやっていきたいなと思います。ありがとうございます。つづきまして、最後の口腔衛生につきまして、71ページになりますが、この前私どもは委員長を中心としまして歯科医師さんとの懇談会というものを設けました。その中で、この口腔衛生につきましてしっかりといろいろ勉強する機会を得たわけですが、これはとても小さいうちに歯磨きを本当はすべきなのですが、それがなされてないという状況があって、それにフッ化物塗布というのを小さい時にやるのが効果的であると。虫歯を防ぐのにはとても効果的であるというのを改めて私どもは学んだわけですが、今回また拡大していただけるということで、その際に保護者の方への説明あるいは子供たちがなぜこれが必要なのかという、そういったことについてはどのようにお話をさせていただいているのか。そこをお伺いできればと思います。

○塚本学務課長 フッ化物洗口についてでございますが、まず実施に当たりましては数回歯科医師会の先生をお招きいたしまして、教育委員会の立会いの下、学校も理解

の上で説明会、その際には保護者ということ、保護者代表でPTAの方にも来ていただいておりますが、そこで効用や、やり方、安全性についての説明をさせていただいております。そういったことで、国のほうでも4歳から14歳までの期間にこういうことをやると虫歯予防にかなり効果的だということ等がありますので、こういうことを推進していくということの説明を進めております。

○吉田(千)委員 歯科医の先生と話す中で、親御さんへその必要性というものを話せる場があると良いのですが、今PTAの方、代表の方という状況なのですが、それにも増して子供たちに直接これがなぜ大事なのか分かりやすい、歯科医の先生に来ていただいても良いと思うのですが、子供たちが小さいうちにそのことを学んでおくことによって自分が大人になって今度子供を産んだ時に、子供さんに教えるということが大変重要なのではないかと、そんなふうに感じましたので、その辺を検討していただけて進めていただければ良いかなというふうには思ったところですので、是非ともその辺を考えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○塚本学務課長 いろいろな御意見ありがとうございます。委員おっしゃるように、フッ化物洗口はずっと将来にわたって継続して効果が出るという視点もありますので、生涯にわたる健康教育の一環として重要な部分でございますので、その辺を十分理解した上で対応してまいりたいと考えてございます。

○吉田(千)委員 是非とも前向きに、どのように子供たちにそういったことが伝わっていくのか、そして、将来にわたってということ、是非お願いしたいと思っております。

○矢口委員長 ただ今のフッ化物の件に関しては私も一緒に学ばせていただいて、改めて今回知ったことがありました。それは、どんなに一生懸命ブラッシングをしてもブラシの歯が届かないところがあって、虫歯予防には必ずフッ化物を使わないことには完全な虫歯予防ができないということです。一方で、フッ化物を口にするのことに対する抵抗感がある親御さんがいらっしゃるということで、あくまでもこれは選択制になっていると思っておりますが、そこら辺の数字を今お分かりでしたら御報告いただきたいと思っております。

○塚本学務課長 令和4年度の都和小学校、昨年の中村小学校の中で、実際実施に当たりまして保護者の同意のほうをいただいております。各学校細かく申し上げたほうがよろしいですか。

○矢口委員長 トータルで良いです。全部で何人で、やってない方が何人という感じで。

○塚本学務課長 学校によりまして若干違いはありますが、おおむね90パーセントの方は参加していただいているという状況でございます。

○矢口委員長 先ほど吉田委員が言われたとおり私自身が今回初めて知ったこともあるので、親御さんへの周知、そして、お子さん、児童への直接の教育も併せてお願いしたいと私のほうからもお願いをしておきます。

○吉田(千)委員 今の件で学んだ中で、フッ化物が良いというので大量にやってしまうと、逆に茶色くなってしまって歯が汚い状況になるということです。その辺はもう御存知かと思いますが、そういうことも含めて教育をしっかりしていただければと思います。

○福田委員 61ページなのですが、上大津小学校の名称が決まってとても良かったと思います。やはり小学校はこの地域の文化になるんですよね。これがどういう建物ができるのかということで、地域の皆さんの関心が非常に高いです。そういう点からお聞きしたいのですが、設計事務所が小学校や学校建設に一定の経験があるのかないのか、その辺りを分かる範囲でお聞きしたいのですが。

○塚本教育総務課長 ただ今の福田委員の設計事務所が決まっているのかどうかというところなのですが、そちらにつきましては現在プロポーザルということで、その選定に向けて進めている状況でございます。こちらの決定のほうは3月末に契約をする予定ですので、現在では設計業者のほうは決まってございません。経験につきましては、プロポーザルをするに当たりまして条件を付けておりますので、もちろん学校施設をきちんと造ったことがある業者ということで要件を出しておりますので、経験のございます業者が最終的に選ばれる予定でございます。

○鈴木委員 長寿命化と上高津貝塚の両方に共通する懸念なのですが、資材がかなり高騰していて、住宅営繕課も関係して設計に関わっていると思いますが、住宅営繕課の職員が持っている値段の感覚と実際の値段とのかい離があって、入札不調ということも想定できるわけですから、発注する前にその辺も十分に吟味してから、なるべく不調という結果が出ないように、両方の案件ともお願いしたいということ。これは質問ではなくてお願いなので、答弁は結構です。もう1点質問なのですが、教育相談室の管理運営事業、すばらしい事業ができて不登校がなくなればいいと思いますが、不登校と一言で言っても程度によってかなり差があって、完全に家庭内に引きこもってしまって外に連れ出すことも困難であるという児童生徒もいると思いますが、その辺の実態の把握というのはできているのでしょうか。

○田上指導課長 不登校の子供たちの実態でございますが、現在市内で右肩上がり小学校、中学校、義務教育学校で学校に30日以上来れない子供たちが増えてしまっているところですが、完全に全くもって学校のほうに登校することがかなわないというような、いわゆる日中自宅にいる、又は住宅近辺にいるというような子供たちについては、完全に自宅に引きこもってしまっているというところについての数は、把握

はしていないのですが、そのような状況に近い子供たちの中から学校、学校に隣接している施設又は市内にある民間の施設に救い出すことができた、又は自宅から出ることができるようになった子供たちの数は把握をしております。まず校内フリースクールという市内の現在六つの中学校に展開をしている校内フリースクールのほうには、市全体で現在95名の子供たちを自宅から連れ出すことができるようになりました。また、校内フリースクール、いわゆる我々の公立学校のほうには来れないけれども、保護者のほうで月謝をお支払いになって民間のフリースクールのほうに通うことができるようになった子供たちが直近で38名いらっしゃいます。これらの子供たちは従前は学校又はこの民間フリースクールに来ることができず、自宅で何らかの形で生活をしている、タブレットを使って勉強している、又は保護者が買って来た教材で勉強しているというような状況だったと思うのですが、何とか教育施設のほうに連れ出すことができるようになってまいりましたので、こういった子供たちを今後もしっかりとサポートできるような体制を指導課としては取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○鈴木委員 校内フリースクール若しくは民間であれ、フリースクールで140名近い子供たちを救い出すことができているというのは非常に評価できるところで、それでもなかなか自分の家から一步踏み出せないという状況の子供さんも多いでしょうから、その辺は教員の先生たちがどうしても一番負担になってしまうところなので、相談しながら先生方の負担を少し軽くして、例えば地域のスポ小の指導者で面識がある人とか、いろいろな側面から接触を試みて、なるべく引きこもりにならないようなところも視野に入れて、今後もよろしくお願いしたいと思います。

○田上指導課長 学校だけではどうしても限界的なところもございますので、保護者、学校、地域とで連携をしながら、そういった子供たちへの支援を、今キーワードでよく総掛かりというような言葉が使われますが、いろいろな方々に関わっていただきながら子供たちの成長を支援していきたいと考えております。

○平岡委員 今度々話題になっていますコミュニティスクール、従来の学校評議委員会から更に機能を拡大したものですよね。これの効果はまだなかなか把握できないと思いますが、どのようなものがありましたか。

○佐賀生涯学習課長 学校評議員制度から学校運営協議会のほうで変わりました、まだ今年度初年度というようなことでございます。まず成果を焦らないように、しっかり皆さんで課題というものを共有してくださいというようなことでお願いをして、各学校で始めていただきました。既に学校の方にはいろいろなボランティアの方々に携わっていただいております。もちろんPTAの方、先ほどございましたように登校時の見守りであったりとか、それ以外にも子供たちの体験活動の支援だったりというこ

とで、学校とボランティアの方々がそれぞれで今までつながってきたところでございます。ただ、先行して始まった新治学園でございますが、そのボランティアの方々をつなげるためのコーディネーターの立場の方、これは学校ではなくて学校運営協議会のほうで携わっている方がコーディネーターとしてボランティア同士をつなげるような試みがもう既に始まっております。令和6年度については、そういった事業の取組に対して補助を始めていきたいというような状況でございます。そういった事例を今後各学校のほうにお知らせをしながら、学校に合った形で、どういった形でそういった活動を導入していけるのかというようなことを今後検討していきたいというようなところでございます。

○平岡委員 二つ目なのですが、部活動の地域移行ということで、地域クラブ、60ページになります。土浦市地域クラブ活動推進協会は皆さんがどのような形で組織しているものなのでしょうか。

○田上指導課長 御質問いただきました土浦市地域クラブ活動推進協会でございますが、こちらは教育委員会のほうでお願いをしまして学校の部活動にも精通をし、かつ地域クラブと地域のスポーツ活動そういったものにも関わりを持っていらっしゃる方々をお願いをしまして、協会としての組織を成り立たせているものですが、現時点では、まずは発足に当たって教育委員会のほうで望月部長に会長を務めていただきながら、各中学校の学校長や退職をされた校長先生でスポーツ協会の役員をされている方などに、現時点では運動部活動が中心のスポーツ地域クラブになっているものですから、そういった人選をさせていただいて、そういった方々に検討委員会というようなものを年に数回行いまして、どのような改革検討を進めていけば良いかということを議論をしていただいているというものでございます。

○平岡委員 私も何度も申しますが、教員でしたので、中学校における部活動の意義、本当に私は部活動が大好きで、もう1日夏休み8時間ぐらい練習していて、今だったらとても保護者からクレームがついて新聞に載ってしまうような練習をしていたのですが、一番問題になってくるのは指導者の質だと思います。中には、これまで選手として本当に名をはせてきた方、よその自治体の例ですが、名をはせてきた方が指導者に入って勝利至上主義みたいな指導をした。でも、学校における部活動というのは、実は生徒指導上とても重要な部分がありまして、子供たちのその表情や練習に対する取組から、もしかしたらこの子は今何か苦しんでいることがあるのか、悩んでいることがあるのかなというのを読み取るという大きな役目も実は果たしているのです。部活を礼賛するわけではないのですが。そういう役目も実は今まであったという、そういう学校の指導者の思いと、そのスポーツ地域の指導者の思いとがかみ合わなかった場合に、やがてそれが学校の中での教師批判とかにつながっていく、逆につながって

いったという事例を見聞きしております。ですのでこれはお願いですが、指導者を選定する場合には、本当に慎重にそういう学校の取組の思いというのもしっかりと伝えていただく中で、指導者は選んでいただきたいなというふうに思っております。それから、校内フリースクールの件ですが、とても教室にいられない子供たちにとっては重要な場所であると思います。前回の本会議の中で教育長からの御答弁から、今は残念ながら同じ中学校の教師の空き時間を利用してその子供たちに対応しているというお話がありました。また、市のホームページを見ますと、臨時職員の募集というのがあったのですが、募集する人数に比べて、この学校に配置される人が足りているのだろうかというのと、今土浦市では難しいのかもしれませんが、つくば市等におきましてはボランティアグループがありますので、ボランティアグループに校内に入ってきていただいてフリースクールの担当をしてもらうということもやっております。ただ、本当に学校というのは非常に閉鎖的、保守的で、外部の人材をあまり入れたがらないという傾向も現場の教員の意識の中にはございますので、そこを本当に現場の意識改革も含めて外部人材の登用ということを考えていただかないと、ただでさえ本当に多忙化で押しつぶされそうな学校現場、これは多分長続きはしないのではなかろうかというふうに思いますので、是非これもお願いでございます。人材を入れてください。よろしくお願ひします。お金が掛かることですが、これは改めてお願いいたします。それから、もう1点フッ化物洗口の件なのですが、これも全く同様のことを申し上げたいと思います。皆さん御承知のとおり私は教職員組合のほうにもおりましたので、教職員組合では全面的にこれについては反対です。一つには、やはりまだこのフッ化物の安全性が確認できない。この前の歯科医師会との懇談会で、いろいろ御講話をいただいて、昔からフッ素入りの歯磨き剤というのはありましたから、100パーセントこれが危険物だと私も思いませんけれども、やはりその反対していかざるを得ないその根底には、やはり人手不足というのがあるかと思ひます。本当に恥ずかしいというか話なのですが、私は正直言って低学年を担当するのは嫌でした。本当にトイレ行く暇もない、朝行ってから夕方4時までトイレに行けない。だから、低学年ですと、給食の時間なんてこぼした、ひっくり返した、お腹が痛い、1週間に1回は給食を食べ損なう時がありました。ですので、どちらかといえば、高学年が大好きでした。中学校のほうがもっと好きでした。現場から上がってきたのは田上課長さんだけだと思いますので、あえて言わせていただきますが、学校は公平だって医師会の先生もおっしゃったのですが、学校は公平だと言ひますけれども、それを担う教職員にとってはとても負担である。挨拶の仕方、箸の持ち方、返事の仕方、廊下の歩き方、道路の歩き方、それから、トイレに行ってお尻の拭き方まで学校では教えます。それは本来であれば、家庭教育の範ちゅうですよ。ですが、学校は公平だから誰にも平

等に教えられるからということで、後から後からどんどんそういうものが学校の中に入ってきます。私たち教師の仕事は子供たちに学力を付けることです。もちろん、生活力も学力の一つだと言えばそのとおりなのですが、そのためにはやっぱり人手が足りませんので、このフッ化物洗口をするに当たっては、変な言い方ですけど、例えば月曜日は都和小、火曜日は中村小のような感じで補助員をちゃんと配置していただいて、担任や養護教諭の負担が減っていくようにしていかないと、多分反対という声は収まっていかないのではないかなというふうに思われますので、せつかく予算を使ってやることですので、成果を上げないと意味がないですから。その成果を上げるためには、もう一步突っ込んだ支援が必要ではないかなというふうに思いますので、これも是非ともよろしくお願い申し上げます。

○矢口委員長 ただ今の件、先日の歯科医師の先生方との懇談会の中で、フッ化物洗口を行うに当たっての人手の部分をボランティアという話がありました。それをやっている地区があるということでもありました。平岡委員が一生懸命力説された中で、そういった人員の配置の部分はどうか考えておられるのか。ここの部分は是非御答弁いただきたいと思しますので、お願いいたします。

○塚本学務課長 フッ化物洗口の実施に当たっての人員の件ということで、まず平岡委員からもありましたように、実際の現場としましては担任の先生、養護教諭の先生の基本的に2人体制でやっております。その中で、御都合でお休みになってしまったような場合には、教頭先生や学年主任の先生がヘルプに入るといった状況でございます。そのような中で、実際なぜうまくやれてるかと言いますと、4年生以上で今やっておりますので、4年生以上になると児童のお子さんが自分で準備をして、やって、片付けまでできますので、そういう意味でうまくいっていると認識しております。また、委員からございましたように、補助員の増員ということですが、現在の学校には教職員以外に特別支援教育支援員、配慮が必要なお子さんへの支援員さん、また、学校サポーターなどの会計年度の職員を配置してございます。それで、まずフッ化物洗口に当たりましては、安全に行うというところが教育委員会としても基本になりますので、場合によりましては、このような会計年度職員さんの方にやっていただくというような考えもございますが、それに当たりましてやはり任用条件や時間の問題、また、業務内容の見直しなど、場合によっては新しい職員の方を任用する予算面、そういったこともありますので、これは今後の課題ということで、フッ化物洗口の実施状況、まだ始まったばかりでございますので、現場の状況等の声をお伺いしながら必要な検討をしていきたいと考えてございます。

○矢口委員長 フッ化物洗口に当たってはなるべく早く始めるのが良いのは明らかなので、そこら辺の人員の部分是非御検討いただきますようよろしくお願いいたします。ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、主要事業についての部分は以上で終わりにしたいと思います。つづきまして、市立学校施設整備基金の補正予算(案)についてです。執行部より説明をお願いいたします。

○塚本教育総務課長 資料は④をお願いいたします。市立学校施設整備基金の補正予算(案)についてでございます。1補正の理由は、収支見込みの剰余金を活用し、将来の学校施設の改修、更新費用の財源として基金への積立てを行うものでございます。また、基金運用利子の増により併せて増額補正をお願いするものでございます。2の補正予算額につきましては、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、24節積立金で、基金積立金といたしまして2億円、運用利子増額が3万3,000円、計2億3万3,000円の補正をお願いするものでございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。小学校長寿命化改良事業の補正予算(案)について執行部より説明願います。

○塚本教育総務課長 資料⑤をお願いいたします。小学校長寿命化改良事業の補正予算(案)についてでございます。はじめに、1の補正の理由でございますが、国より歳入であります学校施設環境改善交付金につきまして、令和6年度から5年度への前倒し内定があったことから、増額補正をお願いするものでございます。対象施設は、都和南小及び乙戸小学校の2校で、ともに校舎棟及び屋内運動場棟でございます。都和南小学校につきましては、令和5年9月末から令和7年3月までの2か年工事の2期工分、乙戸小学校につきましては、令和6年本年9月末から令和8年3月までの2か年工事を予定しており、初年度の1期工分でございます。なお、本予算につきましては、年度内の工事完了が見込めないことから、6年度繰越しをお願いするものでございます。二つ目の補正予算額についてです。歳入は、16款国庫支出金、4項国庫交付金、7目教育費国庫交付金、1節小学校費交付金3億1,030万2,000円、補助率は3分の1でございます。歳出は、9款教育費、2項小学校費、3目学校建設費、12節委託料、こちらは2校分の工事管理委託料2,110万2,000円、13節使用料及び賃借賃借料、こちらは2校分の仮設校舎賃借料2億2,620万4,000円、14節工事請負費、こちらは2校分の工事費13億6,942万7,000円でございます。内訳につきましては、記載のとおりで、都和南小及び乙戸小

共に2か年工事となりますことから、全体予算について、1年目となる1期工については1割、2年目となる2期工につきましては9割の経費で全体予算を配分してございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして委員の皆様から質問等ございますでしょうか。

○鈴木委員 国から補正が下りてくるのはとても良いことであると思うのですが、ここ何年か、年度末に急に決定されて下りてくるケースが多いような気がするのですが、これは国の補正予算との関連と解釈してよろしいでしょうか。

○塚本教育総務課長 鈴木委員がおっしゃるとおりで、国の前倒しということで、国から前倒しして予算化するよとということによって来ております。前倒しすることでメリットもございまして、補助率のほうの上乗せ等がありますので、一般財源のほうを抑えられるというメリットがございまして。

○鈴木委員 その分、市の職員の負担は大変になると思うので、がんばって取組をお願いいたします。

○矢口委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。小学校遊具大規模修繕事業の補正予算(案)について執行部より説明願います。

○塚本教育総務課長 資料は⑥をお願いいたします。小学校遊具大規模修繕事業の補正予算(案)についてでございます。はじめに、1の補正の理由でございますが、令和6年3月に、株式会社プラストからふるさと土浦応援寄付金、企業版ふるさと納税の子供子育て支援事業として学校施設の遊具改修へ200万円の寄付をいただけることとなったことから、増額補正をお願いするものでございます。用途につきましては、寄付者の意向に沿いまして下高津小学校にジャングルジムを設置したいと考えてございます。2の補正予算額のうち、歳入は1目ふるさと土浦応援寄付金、1節ふるさと土浦応援寄付金200万円、歳出は2項小学校費、3目学校建設費、11節役員費、こちらは寄付に伴う感謝状の筆耕料4000円、14節工事請負費221万1,000円でございます。なお、本予算については年度内の工事完了が見込めないことから、6年度繰越しをお願いするものでございます。企業版ふるさと納税に至りました経緯につきまして少し説明をさせていただきますと、遊具につきましては毎年安全点検を行っているところでございますが、点検の結果、使用禁止の判定となった遊具につきましては撤去の上、優先度の高い遊具から順次更新をするものとして予算要求を行ってございます。しかしながら、高額なものが多く一般財源のみでは更新が追いついていないため、関係課と協議の上、企業版ふるさと納税を活用しての更新につい

て検討いたしました。この度、子育て関連の事業に対し寄付をしたいとの申出がございました企業に対し本市が応募したところ、選んでいただき、寄付に至ったものでございます。御寄附をいただきます株式会社プラスト様につきましては、これまで特に土浦市との関連はございませんが、本社は埼玉県さいたま市にございます。事業内容としましては、通信機器仕入販売業務等をされている企業と伺ってございます。

○矢口委員長 ただ今の件で質問等ございますか。

○吉田（千）委員 とても有り難いお話だなというふうに思って、感謝の思いでございます。このジャングルジムは、私が想像するのとちょっと違ったらあれなのですが、どんな感じのものか分かりましたら教えていただけますか。何か写真があると一番良かったかなと思ったのですが。ごめんなさい。

○塚本教育総務課長 写真がございませんで、すみません。箱型で鉄の棒でできているものです。

○吉田（千）委員 私が想像していたのと同じだったので、良かったです。子供たちが楽しく、安全に使っていただければというふうに思います。

○田中委員 公募をして、こうやって手を挙げてくれる企業が増えていけるように、もうちょっと拡大していってもらえると幸いかなと思っています。よろしく願います。

○鈴木委員 これがなぜジャングルジムなんだという疑問がととてもとでもあるのですが、公園を始め学校の校庭などで本当はあったほうが良いのでしょうか、危険とか、けがとかという懸念で、こういう遊具が撤去される方向になってきている中で、ジャングルジムというのが疑問で、200万円だったらもうちょっと教材とか、子供たちのジャングルジムが悪いとは言いませんが、その関係に使えたのではないかなという疑問もあるので、ジャングルジムというところをもうちょっと願います。

○塚本教育総務課長 遊具のこれからの更新につきましては、こちらの方針としまして小学校の学習指導要領の体育編、器械運動というのがございまして、そちらで固定施設を使った運動遊びで代表される遊具、例えば鉄棒ですとか、雲ていというものが主なもの、あとジャングルジムというような形になっています。その中に都市公園における遊具の安全確保に関する指針という形で、遊びの中で覚えていく、例えばブランコですとか、滑り台といった規範性を学ぶような形の遊具というのを重点的にそろえていくというような方針を学校のほうのアンケート調査を基に、全てが更新できるものではないので、優先順位をつけていくというところで、鉄棒、雲てい、ブランコ、滑り台、登り棒、ジャングルジムなど、そういった体育等に使えるものとして選んで更新をしていくというところでございます。今回、下高津小学校のジャングルジムにつきましては、エントリーさせていただいているのが200万円程度という中で、会

社のPRになるような形でこの中でという中で、ジャングルジムという形で選んでいただきましたので、更新予定が下高津小学校だったというところもありますので、下高津小学校のジャングルジムということでマッチングをさせたというところがございます。

○鈴木委員 経緯については十分理解できたので、私はどちらかというと、遊具で遊ばせたほうがいいのかという考えなので、これは全然良いとは思いますが、これは田上課長に聞く質問になると思いますが、学校によっては遊具の使用を学年で制限している学校があったかのように記憶しています。分からなければ、後で調査をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○田上指導課長 遊具の使用制限、学年ごとの交代で使う等については手元に資料がないので、調べまして回答のほうを差し上げたいと思います。よろしくをお願いします。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 この件は以上といたします。つぎに、中学校長寿命化改良事業の補正予算(案)について執行部より説明願います。

○塚本教育総務課長 資料⑦をお願いいたします。中学校長寿命化改良事業の補正予算(案)についてでございます。1の補正の理由でございますが、小学校費同様、国より歳入であります学校施設環境改善交付金につきまして、令和6年度から5年度への前倒し内定があったことから、増額補正をお願いするものでございます。対象施設は、土浦第二中学校武道場でございます。なお、本予算については年度内の工事完了が見込めないことから、6年度繰越しをお願いするものでございます。2補正予算額のうち、歳入は、7目教育費国庫交付金、2節中学校費交付金5,133万円、補助率は3分の1でございます。歳出は、3項中学校費、3目学校建設費、12節委託料、こちらは工事管理委託料465万3,000円、14節工事請負費2億3,502万6,000円でございます。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして委員の皆様から質問等ございますでしょうか。

○吉田(千)委員 1点だけ教えてください。武道場については、いわゆる断熱材、そういったものもやられる工事になっているのでしょうか。

○塚本教育総務課長 そのとおりです。断熱等を含み込んで断熱、遮熱化を行ってまいります。

○吉田(千)委員 本当に武道館は剣道、柔道、ものすごい暑い中でという状況もございますので、併せて学校施設を子供たちが安心・安全に使える、そういう方向で是

非とも前向きにエアコン設置、そういったものを検討していただくように要望しておきたいと思います。

○矢口委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。中学校屋外教育環境施設整備事業の補正予算(案)について執行部より説明願います。

○塚本教育総務課長 資料は⑧をお願いいたします。中学校屋外教育環境施設整備事業の補正予算(案)についてでございます。はじめに、1の補正の理由でございますが、土浦第四中学校につきましては、令和4年度、5年度にかけまして長寿命化改良工事を行っており、5年度末に工事が完了いたします。工事完了後、工事に伴いましてグラウンド及びテニスコート上に設置しておりました仮設校舎を撤去し、テニスコート等を再整備することとしておりますが、長年雨水の排水や浸透の悪さがあることから、全体的な整備をしないとグラウンドの使用に支障を来すため、不陸整正、防じん、排水対策を施しましてグラウンド及びテニスコートの整備を実施するものでございます。併せて不具合箇所のフェンスなど囲障工事及び植栽工事を実施するものでございます。本工事を実施するに当たりまして学校施設環境改善交付金を活用いたしますが、長寿命化改良事業と同様に、国より交付金について令和6年度から5年度への前倒し内定があったことから、増額補正をお願いするものでございます。なお、本予算につきましても年度内の工事完了が見込めないことから、6年度繰越しをお願いするものでございます。2の補正予算額のうち、歳入につきましては、7目教育費国庫交付金、2節中学校費交付金1,991万2,000円、補助率は3分の1でございます。歳出は、3項中学校費、3目学校建設費、14節工事請負費5,310万円でございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 以上で提出された資料の説明は終了しました。そのほか何か執行部からございますでしょうか。

(「ございません」という声あり)

○矢口委員長 委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 最後に、給食費の無償化について、こちらのほうにも書いてあるとおり、本来は国がやるべきものというのは、私たち委員会も共通認識を持っているということでありまして。先ほど複数の委員から意見がありましたとおり、一刻も早く国に実施していただかないと、私達の自治体の財政もかなり圧迫するというところで、私た

ちこの文教厚生委員会も賛成した立場から、それぞれのネットワークを通じて国に働きかけをしていくということを行っていきたいと思いますので、委員の皆様もよろしくをお願いいたします。それでは、教育委員会の部分につきましては、以上で終了いたします。お疲れ様でございました。それでは、暫時休憩いたします。

(午前 1 1 時休憩)

(午前 1 1 時 1 0 分再開)

○矢口委員長 文教厚生委員会を再開いたします。保健福祉部を行います。議案関係に入ります。まず令和 6 年度土浦市一般会計予算(案)主要事業についてです。資料は、文教厚生委員会の保健福祉部をお開きいただきたいと思います。執行部より順次説明願います。

○水田健康増進課長 資料の①をお開きいただければと存じます。私のほうからは、各種予防接種事業のうち、子宮けいがん予防接種について御説明をさせていただきます。子宮けいがん予防接種につきましては、ヒトパピローマウイルス、HPV感染の予防効果があるため、小学校 6 年生から高校 1 年生相当年齢の定期接種対象者及び高校 2 年生相当年齢から平成 9 年度生まれの接種勧奨を受けないまま法定年齢対象外となった方、いわゆるキャッチアップ接種対象者に情報提供と接種費用の助成を行い、子宮けいがん罹患率の低下を目指すものでございます。なお、キャッチアップ接種につきましては、国が令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 年間として事業を進めていることから、令和 6 年度が最終年度となることが予定されているものでございます。ちなみに、資料の下側のほうに円グラフを記載させていただいております。こちらは小学校 6 年生から高校 1 年生相当年齢の定期接種を対象とした方の接種率を記載させていただいております。全部で 3 回接種を受けていただくようになりますが、1 回目の接種を始められた方が 1 4. 4 パーセント、こちらは昨年 1 1 月末現在の数値となっておりますが、直近の数字、大分接種率伸びまして、2 1. 2 パーセントまで接種率のほうを上昇している状況でございます。

○武井国保年金課長 サイドボックスの資料 1 - 2 をお願いいたします。令和 6 年度土浦市一般会計予算(案)主要事業について、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業について、御説明いたします。現在の医療保険制度は、7 5 歳に到達しますと、それまで加入していた国民健康保険制度から後期高齢者医療保険制度に移行することになります。この結果、7 4 歳までの国民健康保険制度の保険事業と後期高齢者医療制度の保険事業が適切に接続されていなかったという課題や、高齢者保健事業は健康増進課、介護予防は高齢福祉課、検診事業は茨城県後期高齢者医療広域連合からの委託事業として国保年金課と、担当が異なるため、健康状態や生活機能の課題に一体的に対応できていないという課題がございました。そういった課題を踏まえ

て、令和6年度から75歳以上の高齢者及び65歳以上の障害認定者に対して保健事業と介護予防を一体的に実施することで、生活習慣病の重症化予防や心身機能の維持を図ります。事業の内容としましては、広域連合からの委託事業として高齢者に対する個別的支援、ハイリスクアプローチと通いの場等への関与等、ポピュレーションアプローチの双方の取組を実施いたします。具体的には、国保データベースシステム等を活用した地域の健康課題の分析や対象者の把握を行い、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチに生かしていきます。ハイリスクアプローチでは検診と医療機関の受診がなく、介護認定等を受けていない健康状態不明者の状態を把握し、これまでサービスが行き届いていなかった人に対して適切な医療や介護サービス等につながる支援を行っていくものでございます。また、ポピュレーションアプローチは、通いの場等において医療専門職による健康教育、健康相談を実施していくものでございます。以上のように、生活習慣病等の発症や重症化に至る前段階での支援を行い、心身機能の低下等を防止することで、高齢者の生涯に渡る健康の保持増進、ひいては生活の質の維持及び向上を図ってまいります。これらの支援により医療費や要介護認定率、介護給付費の縮減にも寄与することが期待されます。こちらの事業につきましては、全額国からの公費負担となります。

○矢口委員長 ただ今2件の主要事業の説明がございました。ただ今の件につきまして、委員の皆さんから質問等はございますでしょうか。

○吉田(千)委員 キャッチアップのところのお話なのですが、子宮けいがん予防接種の件でございます。この事業を進めていただいて、14.4から21.2パーセントに増えましたよというお話がございました。そうした中で、増えてきた理由とか何かあるのでしょうか。それと、学校案内とかその辺について、キャッチアップが高校生、それから、その上までですよ。ですので、その辺のお知らせ、その辺りは御本人直接でしたでしょうか。

○水田健康増進課長 接種率が伸びているという状況というのは、明確にその理由は我々のほうでも把握はできておりませんが、まず土浦市においては、キャッチアップ接種及び定期接種が再開されるに当たりまして、対象となる方には全員に対して予診票のほうを送らせていただいております。これは、県内市町村においても同様の措置をとられているところもあれば、申請に基づいて郵送するという形の市町村もございます。土浦市においては、対象者全員に郵送しております。ですので、その中に様々な国のパンフレットですとか、我々が作ったチラシなども同封させていただいて、接種勧奨のほうは実施させていただいております。また、積極的勧奨の再開に当たりまして、我々のほうでは教育委員会のほうの校長会、教頭会、それから、養護教諭の部会のほう、それぞれに職員が出向いて御説明をさせていただいて、HPV感染の予

防効果がありますというお話をさせていただき、各学校のほうでも児童生徒のほうに御案内をしていただいていると考えてございます。それから、先ほども申したとおり、キャッチアップ接種の対象者の方にも、もちろん対象となる年齢の方には、接種券のほうを郵送させていただいておりますので、漏れがないような体制づくりはさせていただいております。教育委員会を通してそのような取組をさせていただいたのは、県内ではうちが最初だと、茨城県のほうからも伺っておりますので、そういう動きをとっている市町村があるというのは、我々以外の43市町村のほうには、担当の部署には伝わっていることと思います。できるだけ御案内漏れのないようにするために、接種券を郵送させていただくほかにも広報誌のほうを活用して御案内をしたり、市のホームページにも掲載をして御案内をさせていただいている状況でございます。

○吉田(千)委員 定期接種、そして、キャッチアップの方々へも全員の案内をしていただいているということで、また、本市が先進的にそうした取組をしていただいていることに感謝を申し上げます。引き続きこの命を守るという、本当は以前からも言っているように、女性だけが自分で命を守るのではなくて、男性にもこのことが通じるように、国のほうの予算化ということを私どももしっかりと要望してまいりたいというふうに思います。

○勝田委員 水田課長の今の子宮けいがんの件で、ずっと吉田さんたちも推進されてきてということで理解しています。それで、私もこれを一般質問をしたことがあるのですが、今、様々な形で県内においては土浦が積極的にやっていたりしているなとは思っておりますが、ワクチンを接種したことによる被害ということも一時かなり広まっていたね。それで積極的に国が推奨しづらくなって、その結果として当時の保護者の皆さん方の理解によって受けられず、子宮けいがんに罹患されたという方々というのが少なからずいらっしゃるということに関しては、現実としてあると思います。私も知っている人の中でありましたが、そういった認識によって引き起こされた悲劇であろうというふうに私は思っております。そのような中でやっていたりするのは重々分かっておりますが、やらなかったことによる土浦市内の方々の健康被害というものに関して何か調査されたこととかありますかということと、もう一つ吉田さんもきつと言いたかったことの中に男性がやっているということも、オーストラリアでしたでしょうか。もうこれは当たり前の話でありまして、私は給食費に関しては本当に国に先駆けてやっていただいですごく良かったなと思っておりますが、このワクチン接種に関しては国の推奨とスピードを合わせざるを得ないような感じになっているのかなと思っております。私はもう土浦ならではものを出していただいても良いのかなというふうには思っております。やはりいろいろなことがあるのでしょう。批判も出る可能性もありますし。でも、これは何と言いますか、

更にうちの市が進めていくんだというような姿勢があると良いなというふうに思っています。ちょっとこれは感想ですが。聞きたいのは、そのやらなかったことによって健康被害を受けたということに関して調査したことがあるか、ないかということです。把握されているかどうか。

○水田健康増進課長 今勝田委員のほうからあった調査をしているのかということについては、我々のほうでは調査はできていない状況でございます。子宮けいがんを予防する方法というのは、今申し上げたワクチンを接種するということと、20歳以上には子宮けいがんの検診をお勧めさせていただいております。もちろん100パーセントり患しないわけではございませんので、やはり20歳以上の方には子宮けいがん検診を積極的に受診していただくように、そちらのほうもお勧めさせていただいております。また、そちらの情報はもちろんホームページのほうにも掲載してございますし、先月各職員のほうにも御案内はさせていただいて、職員も積極的に検診、ワクチンをきちっと受けていただくというところも環境を整えているところでございます。また、感想として勝田委員のほうからありました男性へのワクチン接種についても、国のほうは大分加速をして検討していると思われますので、その辺の情報は適時確認をしてまいりたいと考えてございます。

○吉田(千)委員 ただ今の勝田委員、私も先ほど意見として述べました。一般質問をしましたが、そういう男性接種の件ですね。何か事故や問題が起こった時の国の対応がまだちょっと明確でなかったというそういった観点から、なかなか厳しいよという、それを今お話の中で国も大分進んできてるのでというお話をいただきました。是非ともその辺がクリアというか、安心して国のほうで、万が一事故が発生した時の対応というそこら辺が担保されてくれば、是非とも女性だけではなく、やはり男性がしっかりとワクチンを打つことによって女性の命を守っていく。本人もそうですけれども、女性の命を守るというその観点から是非ともしっかりと本市も進めていただければというふうに思います。また、聞くところによると、龍ヶ崎市が本当に少ない予算であるけれども、来年度に向けて予算化もされたという流れができているというふうにも伺っておりますので、是非、水田課長のほうからもございました、積極的に国の動向を見ていただいて進めていただきたいと存じますが、改めて私のほうからもちょっとお伺いできればというふうに思います。

○水田健康増進課長 吉田委員の一般質問でも受けた件でございます。我々も財源の問題もございますが、任意接種としてやってくということも一時検討はさせていただきました。ただ、定期接種と任意接種で接種後の副反応が出た際に保障の幅がものすごく違ってまいります。今のところ、再勧奨が始まってから健康被害の御相談というのは我々のほうでは全く伺っておりませんので、多分接種した後の痛みというのは残

ると思いますけれども、以前に接種が取りやめになるような、あのような事態は発生していないと。国のほうの分科会で副反応の状況などを見ても、HPVの健康被害を訴えている方も全国ではすごくまれな状況というのを把握しておりますので、次は男性というところは取り組んでまいれば、また、厚労省の定期接種化というのもスピードアップしていただければというふうに考えてございます。

○吉田(千)委員 私どももしっかりと男性の定期接種、それに向けてしっかりと要望活動をさせていただければと思います。本当にありがとうございます。

○矢口委員長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。令和5年度土浦市一般会計補正予算(第9回)(案)(物価高騰対応重点支援給付金給付事業(低所得者支援))です。資料は引き続き文教厚生委員会のほうをお願いいたします。

○坂本社会福祉課長 サイドブックの資料は②をお願いいたします。物価高騰対応重点支援給付金給付事業の低所得者支援となります。1の補正理由としまして昨年の夏に非課税世帯に対して世帯3万円の給付を行いまして、今月から同じく非課税世帯に対し1世帯7万円の給付を行っておりますが、今回補正の給付事業は令和5年度において住民税均等割のみ課税の世帯に対して1世帯当たり10万円の給付を行うものと、令和5年度において住民税非課税世帯又は住民税均等割のみ世帯にいる18歳以下の子供、1人当たり5万円を支給する事業となります。事業を3月中旬から行うことから、今回3月議会の初日の議案、先議で補正をお願いするものです。事業概要としまして対象世帯数は、住民税均等割のみ世帯の10万円支給が3,000世帯、子供への5万円支給が2,500人を予定しております。補助率は、国庫補助10分の10となります。補正予算額が歳入として4億3,394万円、歳出が事務費894万円、事業費4億2,500万円の合計4億3,394万円で、歳入と同額です。

○矢口委員長 ただ今の件について質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。令和5年度土浦市一般会計補正予算(第10回補正(3月補正追加))(案)(相談支援・地域活動支援センター事業(消費税分の追加支払))についてを執行部より説明願います。

○白田障害福祉課長 資料のほうはサイドブックの資料③をお願いいたします。補正予算(案)(相談支援・地域活動支援センター事業(消費税分の追加支払))について御説明させていただきます。この事案は、本市が民間事業者に委託しております障害者の相談支援事業について、その委託費用の消費税の取扱いを今日まで非課税として事務を行っていましたが、この度こちらは課税であるということが判明いたしました。

た。その修正対応といたしまして、本市は消費税相当額を受託事業者に対しまして追加支払を行うため、予算の増額補正をお願いするものでございます。事案の経緯といたしましては、昨年10月に、こども家庭庁、厚生労働省より自治体が行う相談支援事業を委託にて行う場合は、その委託料に消費税相当額を加えた金額を支払う必要がある旨、全国の自治体に注意喚起の通知がございました。これを受けまして事業の実施状況を再度確認いたしましたところ、本市とその委託の受託事業者ともに消費税の取扱いを非課税と認識して事務を行っていることが判明したものでございます。受託事業者とともに所管税務署に確認と協議等を行ってまいりましたところ、当該事業委託料の消費税について過去5年分を納税することとなったことで、本市は受託事業者に対し現年度分は変更契約にて消費税相当額を追加支払を行いまして、また、過年度分については5年分の消費税相当額及び延滞税額分を支払い、納税は受託事業者が行います。追加支払先となります事業の受託者は、資料の2番、概要に記載しておりますとおり社会福祉協議会、尚恵学園、ほびき園の3法人でございます。支払う金額は、現年度及び過去5年分を合わせまして970万1,260円です。3番の補正予算額は本市の委託事業が二つの事業に分かれていますことから、相談支援事業を772万9,000円、地域活動支援センター事業を197万3,000円それぞれ増額補正いたします。資料のほう、次のページを御覧いただきたいと思っております。下段を御覧いただきたいと思っております。下段の土浦市の事業実施状況と対応を御覧いただければと思っております。先ほどの御説明を表にまとめたものでございます。資料向かって左側の欄、事業分類にこの度の事案、自治体を実施します障害者相談支援事業を記載しております。本市では、委託AとB、二つに分けまして事業を実施しております。一つ目のAの相談支援事業は、社会福祉協議会と尚恵学園に委託し、二つ目の委託Bと地域活動支援センター事業をほびき園に委託し、ほびき園の委託のその中で相談支援事業を行っていたものでございます。この二つの相談支援事業は、自治体が委託にて実施する場合、消費税は課税ということで、その事業実施受託者に対し消費税相当額を支払うもので、この度の補正案はその予算とするものでございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。土浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)について、執行部より説明願います。

○刈山高齢福祉課長 今回、高齢福祉課では条例改正5本を提出させていただいております。資料のほうはサイドブックス資料④をお願いいたします。土浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)

について、説明させていただきます。まず地域密着型サービスにつきましては、一般的な介護保険サービスが都道府県による指定管理の下、運営がなされているものに対しまして、地域密着型サービスは市町村により指定された事業者がサービスを提供し、その地域に住む住民、土浦市民が利用の対象となるもので、要介護の認定を受けた方へのサービスでございます。また、サービスの種類は、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症グループホーム、定員29人以下の小規模特別養護老人ホームなどがございます。それでは、1番の改正の理由でございますが、今回指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和6年1月25日に公布されたことにより、条例の基準となります国の基準が改正されたため、省令に合わせて条例を改正するものでございます。2番目の主な改正の内容でございますが、(1)の①から⑤の五つの義務規定が新たに追加されたものでございます。1番目の運営規定等の重要事業のウェブサイトへの掲載につきましては、各サービスに追加となります。2番目の身体的拘束の原則禁止及びやむを得ず実施する場合の記録作成については、被保険者の自宅に訪問し、サービスを定項提供する訪問系、被保険者が事業所へ通う通所系、訪問や通所によるサービス提供を複合的に行う多機能系サービスに追加となります。3番目の身体的拘束適正化のための委員会の設置、指針の整備及び定期的な研修の実施については、多機能系サービスに追加となります。④の利用者の安全及び介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する保護施策を検討するための委員会の設置については、多機能系、入所・入居系サービスの追加となります。5番目の協力医療機関の要件の急変時等の常時対応、感染症発症等の発症時の取決め等の追加については、入所・入居系サービスに追加されたものでございます。また、(2)の各サービスに係る個別の人員等の基準が改正されたもので、①につきましては各サービス共通で改正されたものが管理者の勤務要件の緩和でございまして、同一敷地以外の事業所等においても順次可能というものでございます。②の地域密着型特定施設入居者生活介護で改正されたものが(1)の④の取組及び複数種類の介護機器導入等を実施している場合の看護職員の配置要件の緩和で、地域密着型特定施設入居者生活介護の場合は、看護師に代えて施設従事者に緩和されるものでございます。三つ目の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護で改正されたものが、ユニット型施設管理者の研修受講要件が努力義務として追加されております。そのほか、改正に伴う条例、条番号の整理及び文言整理等を行っております。3番の施行日でございますが、令和6年4月1日ということでございますが、こちら経過措置が設けられてございまして、主な改正の2番のほうにあります(1)の①のウェブサイトの記載、こちらにつきましては令和7年3月31日までの間は適用されません。(1)の③の身体的拘束、適正化のための委員会の設置等は令和7年3月31日まで

の間、(1)の4の委員会の設置、⑤の協力医療機関の要件の追加、こちらにつきましては令和9年3月31日までの間、それぞれ努力規定に読み替えるものでございます。2ページ以降に新旧対照表を添付してございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。土浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、執行部より説明願います。

○刈山高齢福祉課長 サイドボックス資料⑤をお願いいたします。土浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正案について、説明させていただきます。こちらにつきましては、先ほどの地域密着型サービスが要介護の認定を受けた方に対し、この地域密着型介護予防サービスは要支援の認定を受けた方へのサービスでございます。1番の改正理由でございますが、地域密着型サービス同様、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことにより条例の基準となる国の基準が改正されたため、省令に合わせて条例改正するものでございます。2番の主な改正の内容でございますが、(1)の①から⑤の義務規定が地域密着型サービス同様、新たに追加されたものでございます。(2)の各サービスに係る個人の人員等の基準の改正では地域密着型サービス同様、①の各サービス共通の管理者の兼務要件の緩和となっております。そのほか、改正に伴う条番号の整理及び文言整理等を行っております。3番の施行日でございますが、こちらにつきましても地域密着型同様、通常4月1日でございますが、経過措置がそれぞれ記載のとおり設けられているところでございます。2ページ以降につきましては、新旧対照を添付してございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。土浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防への予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正(案)について、執行部より説明願います。

○刈山高齢福祉課長 サイドボックス資料⑥をお願いいたします。土浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正(案)について、説明さ

させていただきます。まず、介護予防支援等の事業につきましては、要支援の方のケアプランの作成を行う事業所でございます。それでは、1番の改正理由でございますが、先ほどの二つの条例改正同様、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことにより条例の基準となる国の基準が改正されたため、省令に合わせて条例改正するものでございます。2番の主な改正の内容でございますが、(1)の指定事業所の範囲の拡大につきましては、従来の地域包括支援センターに加えまして居宅介護支援事業所も指定可能とするものでございます。また、居宅支援事業所に限り、人員確保が困難である場合は、介護支援専門員を管理者とすることも可能となります。(2)の新たな義務規定の追加につきましては、①の運営規定の重要事項のウェブサイトへの掲載、②の身体的拘束の原則禁止及びやむを得ず実施する場合の記録作成が新たに追加されたものでございます。

(3)の人員等の基準の改正につきましては、①の管理者の兼務要件の緩和については、管理者は同一敷地外の事業者等においても常時可能となります。そのほか改正に伴う条番号の整理及び文言整理等を行っております。3番の施行日でございますが、こちらのほうも経過措置が設けられておりました記載のとおりでございます。2ページ以降に新旧対照表を添付してございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして委員の皆様から質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。土浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、執行部より説明願います。

○刈山高齢福祉課長 サイドボックス⑦をお願いいたします。土浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、説明させていただきます。まず居宅介護支援等の事業につきましては、こちらは要介護の方のケアプランの作成を行う事業所でございます。それでは、1番の改正理由でございますが、こちらは先ほどの三つの条例同様、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が交付されたことにより、それに合わせて条例を改正するものでございます。2番の主な改正の内容でございますが、(1)の新たに義務規定の追加につきましては、ウェブサイトへの掲載、2番では身体拘束の禁止と記録の作成、(2)の人員等の基準の改正につきましては、介護予防支援専門員が担当する利用者数の上限の緩和、管理者の兼務要件の緩和、利用者の義務説明の緩和、利用者への訪問する面接回数の緩和要件の改正でございます。そのほか、改正に伴う条番号の整理等を行ってございます。施行日につきましては4月1日でございます。

いますが、こちらにつきましても3条例と同様、経過措置が記載のとおり設けられているところがございます。2ページ以降に新旧対照表を添付させていただいております。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、つぎに、土浦市介護保険条例の一部改正について執行部より説明願います。

○刈山高齢福祉課長 サイドブックの資料⑧をお願いいたします。土浦市介護保険条例の一部改正(案)について説明させていただきます。1番の改正理由でございますが、介護保険事業につきましては、介護保険法に基づき3年ごとに事業計画を定め、介護保険料を定めております。現在の第8次介護保険事業計画が今年度で期間満了となることから、令和6年度から令和8年度を計画期間とする第9次介護保険事業計画に基づき同計画期間の保険料を定めるための条例を改正するものでございます。(2)の主な改正の内容につきましては、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料の改定でございます。介護保険法施行令の一部を改正する政令等が公布されたことから、表の右側が改正前でございます。その政令に合わせて改正後に変更を、左側の改正後に変更するものでございます。2ページをお願いいたします。3番ではこれまでの経緯といたしまして、介護制度が始まりました平成12年からの編成をお知らせしているところがございます。4番の施行日につきましては、令和6年4月1日とするものでございます。3ページから6ページまでが新旧対照表でございますが、詳細説明のために7ページから資料を添付させていただいております。7ページのほうをお願いいたします。7ページのほうでございますが、保険料についてということで資料を添付させていただきました。1番の介護保険の財源につきましては、9月の決算時に説明させていただきました資料と同様のものがございます。中央の横棒グラフを御覧いただきたいのですが、こちらが国、県、市40歳から64歳までの2号被保険者、65歳以上の1号被保険者の負担割合が9種別、4種類ごとに記載をしているところがございます。このうち、65歳以上の1号被保険者の原則23パーセントの負担部分を保険料としていただくものになるものでございます。また、米印のところには国の負担分のうち、5パーセントは財政調整交付金となりますが、第9次計画ではこの5パーセントに対しまして4.09パーセントと見込んでいるものでございます。そのほかの補助金等で賄えない分は、保険料の埋め合わせが必要となってまいります。8ページを御覧ください。2番の介護給付費等の推計についてでございます。介護保険料は、次期計画期間中の介護給付費等の総額を推計し、このうち、保険料で賄うこととされております先ほどの23パーセント、割合分を被保険者の総数で除して算出

しております。介護保険給付費等は国が作っております見える化システムにより算出をしている状況でございます。国の見える化システムは人口などを入力しまして自然推計に介護報酬改定率を、今回の改正はプラス1.59パーセントの増加、こちらを加えて算出をするものでございます。今年度策定中の第9次計画では、65歳以上の高齢者人口は令和5年度をピークに横ばいから若干の減少等を見込んでおりますけれども、75歳以上の高齢者が増え、要支援・要介護認定者数も増加傾向が続くと見込んでおります。そのため、令和6年から令和8年の給付費見込額は約401億円と見込みまして、そのうち、保険料の必要額はその下の92億円、こちらということで見込んでございます。3番の土浦市介護給付費準備基金につきましては、基金は次期計画、保険料の上昇抑制に充当すべきものということでございまして、令和5年度末見込額を踏まえた充当可能額は約4億1,500万、残額が4億1,500万を見込んでいるところでございます。参考に基金充当状況を表にしております。これらを考慮しまして4番の第9次期間の介護保険料の考え方についてまとめますと、①の介護給付費の推計については国の見える化システムの推計値によるもの、②の基金からの充当額、こちらにつきましては3億円、基金残高見込の約70パーセント以上の3億円を充当することにより保険料の上昇を1人当たり月額201円、年額2,412円程度抑制を図ります。③の所得段階保険料乗率の設定は、国標準設定によるものでございます。5番の考えによりまして算出したしましたのが先ほど1ページにありましたように、6番の保険料基本額となりますが、月額で6,150円、第8期で350円の増、基本年額で7万3,800円、第8期で4,200円の増でございます。9ページをお願いいたします。こちらは、国における見直しでございます。表の左側が第8期で所得段階が9段階、右側が第9期で、従来の9段階に加え、第10段階から第13段階を新設し、所得の高い方には基準額に対する割合を高くし、第1から第3段階の所得の低い方には引き下げているというような状況でございます。また、第1段階から第3段階には低所得者の軽減措置がございますので、2段階表記をさせていただいております。上の段が軽減後の実際に保険料を賦課する基準額からの割合となります。下段が軽減前の本来御負担いただく基準額からの割合でございます。10ページを御覧ください。資料のほうがちょっと小さくなってしまっていますが、こちら2ページの内容が一部かぶりますけれども、平成12年の介護保険制度開始からの保険料の状況でございます。表の一番下の段を御覧いただきますと、基準月額をこちらが記載してございます。改定の度に増額となっているような状況でございます。第1次、第2次計画期間では第3段階、第3次計画では第4段階、第4次からは第5段階が基準額となっているところでございます。所得段階も第8次計画から13段階としております。第6次計画からは第1段階に、7次計画からは第1段階から第3段階

に消費税10パーセント導入による社会保障への財源充当が始まりまして、低所得者の軽減措置がされているところでございます。消費税10パーセントの開始が当初予定より延期となったため順次減額されたことから、記載のとおり、2段表記、3段表記となっているところでございます。本市では、第1段階の消費税10パーセント導入による経営措置を独自で下げまして、負担割合を0.2としておりました。そのため、改定の度に基準額が増額となっているところでございますが、第1段階は減額されているような状況でございました。これは、県内では本市のみの対応でございます。11ページを御覧ください。保険料の今年度、第8次と来年度、第9次計画との段階別比較でございます。第5段階が基準額となっております。本市におきましては、所得段階を8次計画から13段階としておりましたので、段階数は変わりませんが、9次に基準に合わせ、対象者の所得段階や割合に変更がございます。第1段階につきましては、市の独自により減額しておりましたので、増額額が大きくなっておりませんが、10ページの推移を御覧いただきますと、第6次計画、平成27年度、平成28年度を同額まで抑えている、抑制しているというようなところでございます。また、9段階から13段階の基準所得は20万円ずつ引上げとなっております。第8次計画では所得段階を13段階とし、第1段階の保険料を引き下げた分はほかの段階の保険料を引き上げることで、これを賄う形としてきたところでございます。今回、国も高所得者の所得段階を見直し、基準額からの割合を大きくしているところでございますので、国の基準に合わせたものでございます。12ページを御覧ください。こちらが所得段階別の加入者見込数でございます。第1段階が17.6パーセントと一番多くなっている状況でございます。そのほか、第4段階から第7段階が10パーセントを超え多くなっております。

○矢口委員長 御説明ありがとうございました。ただ今の件につきまして質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、次にまいります。土浦市国民健康保険税条例の一部改正について執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 サイドブックスの資料⑨をお願いいたします。土浦市国民健康保険税条例の一部改正(案)について説明させていただきます。1の改正理由でございますが、国保税の税率は令和4年度から茨城県国民健康保険運営方針において県内の賦課方式を二方式に統一するに当たり、新型コロナウイルス感染症等を鑑み、抑制した税率を設定しておりましたが、近年の状況といたしまして被保険者は団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行や、社会保険の適用拡大の影響により減少しており、さらに、高齢化の進展による医療費の増加などにより国民保険財政がひっ迫している

状況でございます。令和4年度、令和5年度においては財政調整基金の繰入れにより必要な財源を確保しておりますが、現状のままでは令和7年度には基金がほぼ枯渇する状態になってしまうことから、安定的な財政運営を行うための保険税収入を確保する必要があるところでございます。これを受けまして、令和6年度からの国保税の賦課方式について昨年11月28日に土浦市国民健康保険運営協議会へ諮問をいたしたところでございます。資料の次のページ、2ページの資料をお願いいたします。改正前の税率を維持した場合の財政運営シミュレーションでございます。表の縦軸が金額、横軸が年度となっております。上段の青の実線で示しているのが県に納める必要がある国民健康保険事業費納付金でございます。中央の点線で示しているのが保険税による収入でございます。下段のオレンジの破線で示しているのが財政調整基金の残高でございます。保険税収入が減少する中、国民健康保険事業費納付金との差額を補填するために財政調整基金からの繰入れを行っている状況ですが、令和5年度及び令和6年度で約7億円の基金を取り崩しますと、令和7年度で財政調整基金が枯渇する見込みでございます。つぎに、3ページの資料をお開き願いたいと思います。今回の改正内容での財政シミュレーションでございます。今回の国保税率改正に当たり留意した点を3点ほど挙げますと、まず1点目として、急激な税負担とならないよう激変緩和措置として財政調整基金からの繰入れを継続いたします。2点目としましては、現行の所得割と均等割の賦課割合、60対40をなるべく50対50に近づけるように設定し、税負担を考慮した税率とすること。3点目としましては、不測の事態に備え、財政調整基金の収支状況を見極め、適正な運用を図るというような、以上の3点から税率改正を検討をしたところでございます。こちらの税率改正におけるシミュレーションを御覧いただきますと、税率改正により令和6年度の保険税収入が令和5年度より約3億円増加しておりますが、激変緩和措置として年平均3億円の繰入れを財政調整基金から行うこととしております。令和8年度末での財政調整基金の残高を約9億円としておりますが、これは県への納付金の激変等により不足が生じた場合への対応や、次回の保険税率の検討のための財源の一部としているものでございます。つづきまして、4ページの資料をお開き願いたいと思います。改正内容での各所得者層の税額の分布でございます。表の縦軸が所得階級、横軸が世帯人員数となっております。表の中の調定額の各欄に記載した数字は、現在の税額から増額した税額を表示しております。白から赤の色へ行くに従いまして、1世帯当たりの年間の調定額の増額が大きく表示しております。左下のほうの表を御覧いただきますと、白から赤に染まっていると思いますが、一番多い区分は、オレンジ色の1万円以上、3万円未満、こちらが41.3パーセント。2番目に多い区分は、黄色の5,000円以上、1万円未満の35.4パーセント。ピンク色の5万円以上10万円未満の増額となる割合6パー

セント。一番高い赤色の10万円以上の増額の割合0.2パーセントというようなことで、7割強の世帯が年間の調定額の増額が3万円未満ということで抑えている次第でございます。つぎに、5ページの資料をお開き願いたいと思います。こちらは、国民健康保険税の税率の推移でございます。上段が税率の推移を示しており、黄色の網掛け部分の年度で税率改正を行っております。下段から2番目の表でございますが、こちらが1人当たりの調定額の推移となっております、一番下段が納付金の推移となっております。こちらの1人当たりの調定額の推移を御覧いただきますと、令和6年度を税率改正した場合の1人当たりの調定額を見ていただきますと、令和5年度が10万747円、令和6年度が10万7,017円ということで、1人当たりの調定額は6,270円増の6.2パーセント増となりますが、その横で左のほうを見ていただくと、令和3年度以前の調定額を御覧いただきますと、今回の試算した1人当たりの調定額よりも高いものとなっております。この要因としましては、令和4年度より未就学児の均等割の軽減措置が創設された、また、未就学児の均等割の減額、これは市単独で行っている減額によります影響でございます。つぎに、6ページの資料をお開き願いたいと思います。こちらが今回運営協議会のほうから答申書が出た写しでございます。答申の内容について申し上げますと、まず答申の1項目としましては先ほどの改正理由でも御説明いたしました、財政の健全化、持続化のためには税率の改定はやむを得ないとの判断の下、保険税率については下表のとおりとすること。答申の2項目として今後の保険税率や財政調整基金の活用による負担軽減については、県に納める国民健康保険事業費納付金の額や社会情勢等に見合う適正なものとするため、毎年度検討すること。最後に、答申の3項目として税率の改定に関する市民への周知に当たっては、物価高騰の中で市民生活に与える影響も大きいことから、各種広報等を通じて丁寧に行っていただきたい。以上の答申を国民健康保険運営協議会から市長へ答申されたものでございます。この答申に基づきまして令和6年度から国保税の税率を改定するため、土浦市国民健康保険税条例の一部改正を行うものでございます。恐れ入りますが、資料の1ページのほうにお戻りいただきたいと思っております。2の改正内容につきましては、(1)としまして医療保険分、後期高齢者支援金分及び介護保険分の所得割額及び均等割額を答申された税率へ改定するものでございます。(2)としまして低所得者への軽減措置及び未就学児への軽減措置につきましては、それぞれの均等割額が増額されたことに伴いまして減額幅も大きく改定するものでございます。また、市単独で減額している18歳までの就学児につきましても同様の減額措置となります。最後に、3番目の施行日等につきましては令和6年4月1日から施行することとし、改正後の規定については令和6年度以降の年度分の国保税につ

いて適用し、令和5年度以前の年度分の国保税については従前の例によるということとするものでございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして委員の皆様から質問、意見等ございますでしょうか。

○福田委員 ちょっと初歩的ですが、幾つか分かる範囲でお願いします。この広域連合から去年より今年は増えているのか、減っているのかお願いします。

○武井国保年金課長 広域連合といいますか、県のほうからの納付金の額でしょうか。今年の納付金につきましては大体40億でございますので、先日県のほうから来年度の納付金の額が出ましたが、そちらの方がおおむね39億ぐらいとなっております。金額のほうは、大体同じぐらいの納付金の額となっております。大体本市の場合ですと、県のほうの全体の納付金に対しておおむね5パーセントが割り当てられてますので、大体県のほうだと大体800億ぐらいの5パーセントが本市の納付金の割合となっております。

○福田委員 関連で財政調整基金、今日は財政全体の話ではないですけれども、財政調整基金というのは今どのぐらいあるのでしょうか。

○武井国保年金課長 こちらの資料のほうにも載せていますが、2ページのところに現在の財政調整基金の額が載っていますが、令和4年度末で25億6,482円となっております。令和5年度におおむね7億ほど取り崩す予定でおりますので、大体令和5年度末で17億8,000円ほどの残額になろうかと思えます。

○福田委員 もう1点よろしいですか。国保税そのもので何か基金みたいのはあるのですか。

○武井国保年金課長 国民健康保険特別会計のほうで当然その決算額において剰余金が出た場合には、その分を一応調整基金として独自に積立てのほうを行っております。その額が今御説明した金額となっております。

○鈴木委員 国保が県と統合される前に法定繰入れとか、法定外繰入れという言葉があったと思いますが、今はもう法定外繰入れというのはなくなったのですか。

○武井国保年金課長 今、法定外の繰入れというのは一般会計のほうから一部やはり検診事業など、そういう一部の部分については法定外のほうの繰入れというのはございますが、あとは当然法定内の繰入れ、当然国とか県からの繰入金のほうはございますので、それは委員おっしゃるとおりでございます。

○鈴木委員 結局そういった繰入制度を十分に使っていても維持できない状態になったので、今回保険税の値上げという形になったという理解でよろしいですか。

○武井国保年金課長 お見込みのとおりでございまして、赤字補填というのができませんので、やはり市のほうからの一般会計からの繰入金というのも現在のところ1億

円というようなことで、市の独自で行っている保険税の就学児のほうの繰入金などそういうものも含めても行っているような状況です。昨年の福田議員さんからの一般質問にもありましたが、やはり就学児童の均等割の分が市独自で行っている部分に関しては、国のほうへ今回も拡充してもらいたいような要望をしつつ、今後もう少し財政的に、もう厳しいですが、若干そういう国からの補填をしてもらえるような形でちょっとお願いしております。

○鈴木委員 土浦市の国保年金課がすばらしいと思うのは、令和6、7年頃の値上げというのがかなり前から想定されていて今回この形になってきたということで、まさに読みが正しかったなと思いますが、この先また近いうちにそういう必要性が出そうな、人口との関係もあるでしょうから、その辺はどうなのでしょう。

○武井国保年金課長 今懸念される部分としましては、社会保険のほうが今度、従業員の数が50人以上が適用になるような話で進んでいるようですので、そうなりますと、そちらのほうへ国保から社保のほうのに移る方が増えるのかなと。当然そうなりますと、被保険者が減りますので、今よりも保険税の収入がちょっと減るかなというように懸念もありますので、その際には県のほうの納付金と保険税の収入と、そういったものを図りつつ、また、その保険税の見直し等を検討していくようになるのかなと考えております。運営協議会のほうでも答申の中で、その年度毎にその辺の検討を図っていくというような答申も出ておりますことから、今後ちょっとそういった部分の見直しも予想されているところでございます。

○鈴木委員 今、パートの従業員の皆さんも社会保険の加入の流れになってきて、おそらく国保の被保険者がどんどん減っていってしまうと、国全体として国保の維持が厳しくなってくるような中で、どこまで税率を上げてしのぎ切れるかというところになってくると思うので、国の動向や社会の情勢をよく判断しながら、今後も細かいシミュレーションが大変だと思うので、今後も一生懸命国保の部分で、国保の被保険者が少しでも楽になるように頑張りたいということで、これはお願いです。

○矢口委員長 ほかに委員からございませんか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 国保に関しては当文教厚生委員会から田中副委員長と私委員長とで委員のメンバーとして出席をしております。今回、お手元の資料にあるとおり、答申書という形で市長宛に出したところであります。ここに指摘で書いてあるとおり、3番のところに十分な説明をということが載せてあります。委員会としても是非、今鈴木委員が言われたとおり、今後も被保険者数の減少、そして、それに伴っての保険料の増加は避けられない状況でありますので、十分な説明と、また、今言われたようなシミュレーションを常に行っていただくようお願いしたいと思います。それでは、続

いてまいります。土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正（案）について執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 サイドブックの資料の⑩を御覧いただきたいと思います。土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について御説明いたします。今回の改正理由ですが、令和6年4月1日から茨城県の重度心身障害者等医療福祉制度の対象者の範囲が拡大し、精神障害者保健福祉手帳2級に加え、身体障害者3、4級又は療育手帳B判定の手帳重複所持者や、身体障害者4級に加え、療育手帳B判定の重複所持者が対象となる予定であり、3月の県議会に上程予定となっております。このようなことから重度心身障害者への医療福祉費の拡充に対応するため、一部改正を行い、県の準則に沿った文言の修正等を行うものでございます。主な改正内容としましては、現行では後期高齢者医療制度の障害認定を受けたもののみがマル福に該当しておりますが、今回の改正により障害認定を受けていなくても以下の要件を満たせば、マル福対象となるものでございます。1点目として身体障害者手帳3級に加え、児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者に身体障害者手帳4級の交付を受けた者が加わりました。2点目としましては、身体障害者手帳3級又は4級の交付を受けた者で、かつ精神障害者保健福祉手帳2級に該当するものが新たに加わりました。3点目としましては、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知能指数が50以下と判定された者で、かつ精神障害者保健福祉手帳2級に該当するものが新たに加わりました。4点目は、今回の部分の改正とは違うのですが、12月議会で知的障害者の更生援護に関する相談所を、知的障害者更正相談所、更生の生が正しいに改正しましたが、正しくは知的障害者更生、生は生きるであったため、今回の改正に伴いまして改めて改正を行うものでございます。今回の改正で追加となるものが対象者がその①と②となっておりまして、表の太字で下線のもを表示しているものでございます。こちらのほうの改正につきましては、施行日につきましては、令和6年4月1日から施行となります。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして質問等ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。令和5年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）（案）（未申告消費税及び賠償金について）についてを執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 サイドブックの資料⑪をお願いいたします。令和5年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）（案）（未申告消費税及び賠償金について）について、御説明いたします。今回の土浦市後期高齢者医療特別会計における消費税の申告漏れに係る損害賠償についての経緯といたしましては、本市において後期

高齢者医療制度開始当初の平成20年度から高齢者の検診事業を茨城県高齢者医療広域連合からの委託を受けて実施しており、これまで消費税の納税義務がないと認識し、申告を行っておりませんでした。この度、国からの通知及び印西市や那須烏山市など、ほかの自治体での後期高齢者特別会計における消費税の申告についての報道を受け、土浦税務署に相談の上、過年度に遡り確認いたしました。消費税は課税売上高が1,000万円を超えた場合は、超えた年度の翌々年に課税事業者となり、消費税の納税義務が発生するものでございます。本市では、後期高齢者医療広域連合から後期高齢者健康診査業務委託金として検診事業の委託を受けており、平成29年度以前から消費税の申告が必要であったこと及び国税通則法の規定に基づく無申告加算税並びに延滞税が生じることが判明いたしました。時効となった年度を除きますと、実際に申告が必要な年度については、表にお示したとおり、平成30年度から令和4年度の5年間となり、消費税80万9,200円、賠償金支払予定額として無申告加算税3万3,500円、延滞税2万5,300円、5万8,800円を合わせた86万8,000円を税務署に納めることとなります。これによりまして、一般会計より繰入金として補正を計上し、後期高齢者医療特別会計の賠償金並びに消費税として補正を計上するものでございます。今回の議案としましては、補正予算と損害賠償の額の決定の2本立てとなっております。なお、先ほどの障害福祉課と併せて、委員会終了後に記者クラブへ記事の投げ込みを行う予定でありますので、よろしくお願いいたします。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 何でこうなったのかというのは、当然ほかの議員さんも疑問に思われるでしょうから、もう少しこのところを御説明いただいてもよろしいですか。

○武井国保年金課長 実際に後期高齢者の特別会計の部分で、消費税のほうがかかるというのを全く想定していなかったというのが大きな部分でございまして、実際消費税の対象ですよという部分が分かったのは、先ほども御説明しましたが、ほかの自治体で同じように消費税がかかることを未申告だったというような報道を受けまして、それで土浦税務署のほうへ確認した結果ということで、今回申告せざるを得なくなったわけですが、元々の後期高齢者の特別会計でも消費税がかかるという認識が全くなかったのが大きな原因だと思います。国において今回といいますか、昨年5月ぐらいに初めてだと思っておりますが、各市町村にそういう消費税の関係の通知がありまして、それを受けてそのほかの自治体も同じように、そういう未申告だったというようなことで新聞になっている自治体も結構ございました。今後は後期高齢者の広域連合からの委託金などそういった部分については、一般会計のほうで受けるような形で、

一般会計の場合ですと消費税の対象にはならないということですので、そちらのほうでも来年度の予算並びに今年度は補正予算のほうで見直しのほうをしているような状況でございます。

○矢口委員長 要するにこれが消費税の対象となるということがそもそも土浦市だけではなくて、全国の自治体でも認識されていなかったと。報道されたことによって、一斉に納めることになったというような解釈でよろしいのでしょうか。

○武井国保年金課長 県内ですと昨年の12月辺りに龍ヶ崎市がもう既に新聞報道しておりまして、龍ヶ崎辺りだと大体187万ほどの消費税を納めると。あとはほかですと、ネットで調べた範囲では宮崎市や愛知県の岡崎市、延岡など、やはりほかの自治体でも同じように消費税がかかるとは思わなかったというようなことでの未申告による報道がなされているような状況でございます。

○矢口委員長 分かりました。こういうことがないようにと、こちらも言わなければいけないのですが、そもそもかかると思っていないことなので。

○鈴木委員 結局この件に限らずなのですが、市がたくさんの事業を行っていて、仕事を発注する際にも消費税が非課税の事業と課税の事業、一番この文教厚生の方々が理解しやすいのは学童クラブの事業は非課税なんです。放課後子供教室と同じような、これは文科省ですが、こちらは課税なんです。本当にこれは非課税で良いのかというのを関わっている人達が確認しながらやっていくしかないのです。この消費税に関しては市全体のほうで本当に一つ一つの事業で、非課税のものに対しては確認しながらやっていくしか方法がないと思うので、その辺を配慮しながらやっていっていただければ、こういったことは少なくなってくるし、ただ今後も全く起こらないとも限らないので、私たちもある程度認識はしておりますので、がんばって調整をとりながらお願いしたいと思います。

○羽生保健福祉部長 今鈴木委員がおっしゃられましたように、今回の事案が出まして、私どもの保健福祉部のほうでまず調べて、各庁内、庁議等でもこういった事例があったということで、まず委託契約がメインになるのですが、委託契約で消費税を払っているかどうか。そこをもう一度見て欲しいということで、各ほかの部にも投げかけをしまして、調査が入ってやっていると。これが市の委託ではなくていろいろなほかの実行委員会形式などそういったものも含めて課税、非課税というのが出てくるのかなと思いますので、それらもその都度、毎年ここは鈴木委員がおっしゃられましたように注意を払っていかなくてはならないと考えてございます。今回、保健福祉部のほうで2件、先ほどの障害福祉課の部分と国保の部分が出ました。市が直接払うものではなくて、障害の場合は市が納めるのではなくて委託先のほうが納めると。委託先のほうも当然、社会福祉法人だからかからないだろうというような把握をしていたと

ころです。事業毎に法律でも課税になるか、課税にならないかというのは細かく規定されている。そこまでちょっと私どものほうも把握できなかったというのが実態でございまして、常にその辺のアンテナを高くしながら、委託などについては注意を払っていきたいと考えてございます。

○矢口委員長 ということですのでよろしく申し上げます。ちょっと余談になってしましますが、そういういろいろな可能性を考えていくと、逆に払わなくて良かったのを払っている可能性もゼロではないということでしょうか。

○羽生保健福祉部長 市が直接納めるもの、消費税かかるものは細心の注意でやっている部分なので、逆にあとはそれ以外の契約というのは基本的に消費税込みの契約がほとんどなので、ただ、実際市としてそれを相手方に払いますが、相手方が逆に免税業者だったりなどというケースも当然あるかと思えます。そこは相手方の申告という、受託者側の申告のほうに委ねられてしまうところがあるのかなと思っております。

○矢口委員長 それでは、この件についてはよろしくお願ひいたします。つづきまして、令和5年度土浦市一般会計補正予算(第10回)(案)(新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業・新型コロナウイルスワクチン接種事業)について、執行部より説明願ひます。

○水田健康増進課長 資料の⑫をお願ひいたします。令和5年度土浦市一般会計補正予算(第10回)(案)について御説明をさせていただきます。今回の補正をさせていただきます事業ですが、新型コロナウイルスワクチン関連の事業となります。今回の補正予算については、2点ございます。1点目が予防接種を受けたことによる健康被害を受けた方に対する救済措置でございます。予防接種は、感染症予防に効果がある一方で、少なからず健康被害を引き起こします。健康被害が起こった際には掛かった医療費等を補填する救済制度があり、令和5年度までの本年度までの新型コロナワクチン接種による健康被害に係る医療費等については、全額国が補償していただけます。今回、国に救済の申請をしていた1名の方に対しまして国が健康被害であることを認定しましたので、その費用について補正するものでございます。2点目は、令和4年度に実施をいたしました新型コロナワクチン接種体制確保事業と接種事業について、事業費が確定し、国から歳入した負担金及び補助金が超過受入れとなりましたことから、その分を返還するために補正をするものでございます。補正予算額につきましては、2ページ目、一番上の表を御覧ください。22節の償還金利子及び割引料の今回補正額2億6,062万2,000円についてが接種体制確保事業、いわゆる事務費について返還する金額でございます。一番下の四角の中を御覧ください。18節負担金補助及び交付金の今回補正額59万5,000円についてが健康被害の救済給付金

となりましてその下、22節償還金利子及び割引料の5億1,858万9,000円が接種事業の返還金となるものでございます。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、その他に移ります。総合福祉会館エアコン更新工事について執行部より説明願います。

○坂本社会福祉課長 資料⑬をお願いいたします。こちらの総合福祉会館のエアコン更新工事につきましては12月議会において補正の予算の承認をいただいているところでございますが、入札実施のために住宅営繕課が精査設計したところ、昨今の社会情勢により人件費、部材費等が高騰し、当初設計額を超過することが判明いたしました。このまま入札を実施すると、入札不調になる恐れが出てきたことから、現時点でのエアコンの動作状況を精査し、更新箇所を減らして入札を実施させていただきたいというものでございます。更新内容ですが、当初は表の左側にありますように、高齢福祉課の担当する6階の老人福祉センターうららの部分を含む6か所のエアコンを更新する予定で、これらのエアコンのうち、4階の社会協議会から8階の青少年センターまでは故障しているため交換工事とし、こどもランドのエアコンは現時点では通常に稼動していますが、8階のほかのエアコンの状況から見て、予防保全の観点から交換工事としたところでございますが、入札を円滑に進め、速やかに工事を着工、終了させるために通常に稼動しているこどもランドを抜いた5か所を更新工事の入札をさせていただきたく思います。なお、今後こどもランドやほかのエアコンに不具合が発生した場合は、早急に予算を要求するなどの対応をしていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして質問等ございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。土浦市国民健康保険税条例の一部改正(案)について執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 サイドブックの資料⑭をお願いいたします。土浦市国民健康保険税条例の一部改正(案)について御説明いたします。先ほど御説明した国民健康保険税条例の改正とは別に、国において3月に見直しが見込まれている内容について今回御報告するものでございます。具体的には、昨年引き続き国民健康保険税限度額の増額と均等割減額の適用範囲の拡大でございます。1番の改正理由でございますが、国民健康保険の保険税の賦課額に関する基準等について、保険税負担の公平性の確保及び中低所得者層の保険料負担の軽減を図る観点から、賦課限度額を見直すとともに、経済動向等を踏まえて保険料軽減の対象世帯に係る所得判定基準を見直すなど、

所要の規定の整備を行うため、地方税法施行令の一部が改正される予定でございます。このことを受けまして土浦市国民健康保険税条例においても基準額等の変更が必要なことから、改正を行うものでございますが、例年地方税法施行令の一部を改正する政令の公布は3月末でございまして、昨年は3月31日公布の4月1日施行でございました。そのため、3月議会、定例会が間に合わないことから、専決処分にて制定をした経緯がございます。今回の改正につきましても例年同様、公布が3月末となる予定から、専決処分をさせていただきますことを御了承願いたいと思います。2番の改正の内容でございますが、限度額につきましては基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の3項目あるうちの後期高齢者支援金等課税額の限度額を22万円から2万円増額し、24万円に改めるものでございます。この3項目を合わせまして、現行の104万円から2万円増額の106万円となります。また、(2)のところになりますが、均等割減額の適用範囲の拡大につきましては、7割減額、5割減額、2割減額の3項目のうち、5割減額及び2割減額の適用範囲をそれぞれ拡大するものでございます。表の記載にありますように、5割減額では加算額を29万円から5,000円増額し、29万5,000円に、2割減額では加算額を53万5,000円から1万円増額し、54万5,000円にそれぞれ増額するものでございます。3番の施行日等につきましては、令和6年4月1日から施行ということで、こちらのほうの適用区分としましては、この条例の改正後の土浦市国民健康保険税条例の規定は令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度以前年度分の国民健康保険税については従前の例によるものとなります。

○矢口委員長 ただ今の説明は、これから議会が終わった後に専決処分しますよという予告ですよね。それでは、議員の皆様から何か御質問等ございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、この件は終わりいたします。つぎに、新型コロナワクチン接種について執行部より説明願います。

○水田健康増進課長 それでは、資料の⑮をお開きいただきたいと思います。新型コロナワクチン接種について御説明をさせていただきます。はじめに、1番目、特例臨時接種の終了についてでございますが、これまで新型コロナウイルスのワクチンの接種につきましては、国の負担で無料で接種ができておりました。今年度末でその特例臨時接種が終了となります。つぎに、2番目、令和6年度以降について御説明を申し上げます。令和6年度以降の新型コロナワクチンにつきましては予防接種法におけるB類疾病に位置付けられましたことから、これからは通常の定期接種として実施をしていきます。その対象者につきましては、65歳以上の高齢者、それから、60歳から64歳までの方で特定の疾患を有する方となります。接種の時期につきましては、

今年度と同様に秋冬に実施をする見込みとなります。使用するワクチンが現在決まっておきませんので、接種費用については未定となりますことから、助成額についても決まっておきません。つぎに、健康被害が生じた際の財源につきましては、(5)を御覧ください。今年度までの接種によるものは国の全額負担となっておりますが、来年度以降は予防接種法上のB類疾病となることから、一番下の行に記載しましたとおり、国2分の1、県4分の1、市4分の1となる予定でございます。2ページ目を御覧ください。令和6年度の予算につきましては、接種に掛かる費用が現在未定でありますことから、国から示され次第、補正で対応する予定でございます。第2回の定例会には補正予算のほうを計上していきたいと考えております。

○矢口委員長 この件に関しまして委員の皆様から質問等ございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、以上で提出された資料の説明は終了いたしました。そのほか何か執行部からございますでしょうか。

(「ございません」という声あり)

○矢口委員長 委員の皆さんから執行部に何かございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 では、私のほうから一つ。霞ヶ浦医療センターに関してであります。四中地区の地区長町会のほうには霞ヶ浦医療センターのほうから過日、説明会があったと聞いております。その内容に関しては、診療科が医師の数の関係から減らすというようになちよっとショッキングな内容だと聞いておりますが、執行部のほうで正確な情報をお持ちでしたら、御説明いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○水田健康増進課長 霞ヶ浦医療センターにつきましては、昨年からは医師のほうで退職するという情報をいただいております。それについて検討をしてきたところでございます。まず三つの課が診療科目からなくなるということになります。科目としましては、消化器内科、消化器に係る外科の部分、三つ目が脳神経内科。この三つの診療科目が令和6年度からなくなるということでございます。医師の退職によるものというお話をお伺いしてございます。それに対して医療センターのほうでは常勤の医師がいなくなるということで、非常勤、初めは常勤の医師も探していた状況と伺ってございますが、なかなか常勤での医師が見つからないということで、非常勤の医師のほうで対応していくというふうにご伺いしてございます。その情報を昨年、夏以降に情報を受けまして、医師の確保の対象が、筑波大の医学部が茨城県としても医師を確保する上で一番確保がしやすいということもありますので、霞ヶ浦医療センターの鈴木院長と安藤市長と一緒に筑波大の原病院長のほうに要望に行かせていただいております。そのようなこともあり、常勤ではございませんが、非常勤でそれらの科目の医師のほ

うの確保が現在ではできている状況でございます。ただ、常勤がおりませんので、入院等については制約を受けるというお話まで伺ってございます。私のほうで把握している情報は、今のところそのような内容でございます。

○矢口委員長 今のお話の中で確認させていただきたいのですが、その三つ減る診療科はあるものの、非常勤医師の確保ができたのでということでしたが、ということは外来は残るということですか。

○水田健康増進課長 今のところ、外来を維持していきたいと。ただ、入院の措置が必要になるような患者さんが来た場合には入院の対応が難しいということで、その部分についてはほかの病院のほうに転院するような形をとっていくことになるかと伺ってございます。

○矢口委員長 あと、寄付講座との絡みのところを少し御説明いただけますか。

○水田健康増進課長 以前は寄付講座、今寄付研究部門という名前で行わせていただいておりますが、寄付研究部門に該当する医師のほうで、消化器内科の先生が1名ございました。その先生がいなくなることによって、これまで5名体制で寄付研究部門のほうを対応しておりましたけれども、4名になってしまうということが判明しましたので、筑波大のほうから1名、その方を補填する形で、科目は別の科目になる予定でございますが、5名の体制は堅持できるようにお願いをしているところでございます。

○矢口委員長 私のほうからの質問は以上ですが、今の件も含めて何かありますか。

○福田委員 今のお話の関連ですけれども、そうすると、見通しそのものも難しい感じですか。

○水田健康増進課長 見通しといいいますか、常勤の医師は常に探しているというふうに伺っておりますので、どの段階で常勤の医師が確保できて、現状と同じような体制に戻るかというのは今のところなかなか難しい。予定が立たないような状況ですけれども、鈴木院長のほうからは常勤の医師もきちっと探しているという話をお伺いしておりますので、その動向は確認させていただきたいと考えてございます。

○矢口委員長 何か分かったことがあった時には、随時御報告いただければと思います。今の御報告の中で安藤市長も行かれたということで、大きな問題だと捉えられているのは十分伝わっておりますので、よろしく願いいたします。ほかに委員の皆様からございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、以上で保健福祉部は終了いたします。お昼過ぎまでお疲れ様でございました。ここで暫時休憩いたします。

(午後1時5分休憩)

(午後1時45分再開)

○矢口委員長 再開いたします。こども未来部を行います。議案関係に入ります。まず令和6年度土浦市一般会計予算(案)主要事業についてです。資料は先ほどの全員協議会の予算の概要をお開きください。それでは、執行部より順次説明願います。

○菊田こども政策課長 資料の27ページをお願いいたします。こども計画策定事業です。こども基本法が令和5年4月から施行されておりますが、この法律に基づいてこども計画を策定し、子ども・子育て支援を総合的に推進するものでございます。新たな計画策定に向けて土浦市子ども・子育て会議において意見聴取を行い、また、計画策定業務でアンケート調査を含みますが、業者と委託契約を1月に締結しております。アンケートにつきましては、現在内容を検討中でありまして、4月中旬頃に実施する予定であります。こども計画には第3期土浦市子ども・子育て支援事業計画のほか子供の貧困計画、ヤングケアラー支援対策計画と一体的に策定します。事業費につきましては、子ども・子育て会議委員報酬や計画策定業務委託料など合計415万4,000円でございます。計画期間は令和7年から11年の5年間で、令和7年3月に計画を策定する予定でございます。

○佐藤こども包括支援課長 つづきまして、28ページをお願いいたします。子育て世帯訪問支援事業でございます。家事や育児等に不安や負担を抱え、支援が必要な子育て世帯、また、日常的に家事等を行うヤングケアラー等に対しまして家事支援サービスを提供して家庭や養育環境等整え、虐待等のリスクを未然に防止する事業でございます。支援が必要な家庭を対象に1回当たり1時間から2時間、1時間当たり500円の自己負担で行います。予算につきましては、委託料でございます。

○菊田こども政策課長 つづきまして、29ページをお願いいたします。児童手当支給事業です。令和6年10月から児童手当を抜本的に拡大しまして、基礎的な経済支援を提供するものでございます。拡充の内容につきましては、真ん中辺りのところに①から④とございますが、まず①所得制限の撤廃、②高校生年代までの支給期間延長、③第3子以降手当の増額④、支払回数の変更、これは現在年3回支給してるところを偶数月の年6回への変更でございます。変更内容の比較につきましては、右下の表にお示ししております。今年度の事業内容としましては改正の周知、新規認定申請への対応を行いまして、支給時期は6月、10月、そして、12月というのが今度入ってきます。12月、2月と、年度4回、令和7年度以降は偶数月6回となります。受給者数は約1万1,000人、対象児童数は1万7,586人と見込んでおります。予算につきましては、会計年度任用職員の人件費、制度改正案内通知の郵送料、児童手当の給付額の計上でございます。全体で20億1,900万円のうち、制度改正分での拡大分は2億8,800万円と見込んでおります。つづきまして、30ページをお

願いたします。3の公立保育所民間活力導入事業です。令和3年度に策定した計画で、土浦市公立保育所民間活力導入計画の後期計画に基づきまして、霞ヶ岡保育所に民間活力を導入して令和5年度に事業者選考を行って、社会福祉法人祥風会を選定して民間活力導入に伴う協定を締結いたしました。今年度事業としましては、三者懇談会、市と事業者と保護者からなります。この懇談会の開催と移管先法人祥風会との引継ぎ保育を実施しまして、令和7年4月からの移管に向けて進めてまいります。事業費は、引継ぎ保育の人員費に係る補助金で、26万円でございます。また、園舎につきましては現在の霞ヶ岡保育所の近隣の土地に新設する予定でございまして、事業者におきまして令和6年度に園舎整備工事に着工する予定でございます。

○佐藤こども包括支援課長 つづきまして、32ページをお願いします。1か月児健康診査支援事業でございます。出産医療機関で受ける1か月児健診費用の一部助成を行い、医療機関との連携により病気等の早期発見や育児状況を確認し、伴走型支援と連携した継続支援を行うものでございます。1か月健診を受けるおおむね2か月未満の乳児を対象に医療機関健診に係る費用1回分の一部助成を行うもので、茨城県医師会への検診委託料等の予算の計上でございます。

○矢口委員長 ただ今5件、主な事業の説明がございました。委員の皆さんから質問等ございますでしょうか。

○吉田(千)委員 28ページの子育て支援世帯の訪問事業ということでお伺いしたいと思います。応援していただける、支援していただける、良い事業だなというふうに感じた次第です。その中で私が聞き漏らしたかどうか分からないのですが、委託先はどこなのか決まっていたら教えていただきたいのですが。

○佐藤こども包括支援課長 委託先につきましては、ベビーシッター等の派遣事業を行っております民間の事業所に委託を考えて計画しているところでございます。

○吉田(千)委員 同じところなのですが、ベビーシッター、子育てをする、そこをしっかりと応援していただけるというところかというふうに認識しますので、そういった意味では心砕いた支援をしていただけるのかなと、そのように思った次第です。しっかりと、その辺見守りながらやっていただければなと思うのですが、あと、この予算立てにも関わってくることなのですが、そういった必要を感じている世帯といえますか、どのぐらいを見込んでいらっしゃるのか教えていただければと思います。

○佐藤こども包括支援課長 予算上は対象者3名で計上させていただいております。見込みとしましては、現在行っております見守り事業の中で対象となる世帯が4世帯ございまして、そこから見込みを立てさせていただきました。

○吉田(千)委員 今回はそういうことで、まずスタートという状況になろうかと思いますが、なかなか表に出ていない、そういうところがあるのではなかろうかという

ふうに思いますので、今後も大変ですけれど、引き続きその辺をよく見てキャッチできるシステムといたしますか、何かその辺が大事なかなと思いますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

○矢口委員長 ほかにはございませんか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、次に進みます。土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)についてです。資料は、文教厚生委員会、令和6年、2月27日開催、こども未来部をお願いいたします。

○野中保育課長 こども未来部の資料②-1のほうを御覧いただければと思います。土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)について、御説明させていただきます。1番の主な改正の理由ですが、国のデジタル庁によるデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランにおいて、令和4年12月末に公表された工程表に基づき順次見直しが行われており、保育施設等の運営に関する基準についてもデジタル化を推進するため、書面掲示、また、目視等を義務付けるアナログ規制を、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない等の見直しを行うことから、条例の一部を改正するものでございます。2番の改正の内容ですが、今回の改正では第23条の見出しを「掲示」から「掲示等」に改め、同条中、「を掲示しなければならない。」を「を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受診させることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。」に改め、また、第53条、第2項、第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体という。)」に改めるものでございます。3番の施行日につきましては、令和6年4月1日から施行するいたします。4番の添付書類といたしまして別添の資料の②-2のほうの改正案のほうと資料②-3の新旧対照表のほうをサイドボックスのほうに載せてございますので、後ほど御確認いただければと思います。

○矢口委員長 ただ今の件について質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。令和5年度放課後児童クラブ推進事業の補正予算(案)について執行部より説明願います。

○野中保育課長 それでは、資料の③のほうを御覧いただければと思います。令和5年度土浦市一般会計第10回補正予算(案)(放課後児童クラブ推進事業)について、御説明させていただきます。1番の補正の理由ですが、神立小学校第4児童クラブ室につきましては、今後の待機児童に対応するために今年度中にプレハブ造りでの建設を予定しておりましたが、1回目の入札では入札参加事業者全てが辞退したため不調となり、2回目の入札に当たり入札金額を見直し、さらに、参加資格をプレハブ事業者のみから新たに市内の事業者も加えて入札を行った結果、1社の応札がありましたが、予定価格を大幅に上回っていたため無効となりました。その後、国、県に確認したところ、充当を予定していた交付金は未契約繰越しが認められないため、今年度中の契約は見込めないことから、今年度中に神立小学校第4児童クラブ室で予定していた予算については、減額補正をお願いするものでございます。なお、神立小学校第4児童クラブ室につきましては、プレハブ資材の価格高騰や工期の問題等から、来年度に従来のプレハブ工法から木造軸組構造に変更しての建設を予定してございます。2番の補正予算額ですが、歳出につきましては、3款民生費、2項児童福祉費、13目放課後児童費、10節事業費は、児童クラブで使用する机やカラーボックスなどの消耗品費で52万4,000円、11節役務費は、工事完了検査等の手数料で3万1,000円、12節委託料は施設警備委託料13万2,000円、14節工事請負費は整備工事費3,204万3,000円、17節備品購入費はテレビや冷蔵庫など54万9,000円の合計3,327万9,000円を今回減額補正をさせていただくものでございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして質問等ございますでしょうか。

○吉田(千)委員 このプレハブについては、大変価格が高騰している状況にあるのかなというふうにも、お話の中にもあったようにも思うのですが。もう一度繰り返しになってはいけないので、方法が変わればまた違うかなというふうにも思うのですが。まずはその点で不調に終わった、その辺の感想といいますか教えてください。

○野中課長 先ほど説明の中で、1回目の入札のほうはプレハブ事業者に限って入札を行って、全ての事業者のほうで辞退ということでもございました。その理由のほうなのですが、まずプレハブ事業者のほうから技術者が今もう足りないということと、工期が間に合わない、半年以上工期が必要になるという回答がございました。うちのほうとしましては、プレハブの資材高騰もありますし、工期の短縮のほうができる木造軸組のほうに変更したということでもございます。

○吉田(千)委員 木造軸組というのはどういうものなのでしょうか。

○野中保育課長 木造軸組のほうは通常の在来工法、木造での建て方のほうをこういう言い方をしますので、通常の木造建設と同じです。

○吉田(千)委員 どちらかという、私は木で作っていただいたほうが良いのかなというふうにととても思うので、茨城県の県材もありますので、是非そういった方向で出来れば良いなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○矢口委員長 委員さんからはいかがですか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、次にまいります。その他に移ります。土浦市産前・産後家事ヘルパー派遣事業の実施について執行部より説明願います。

○菊田こども政策課長 資料の④をお願いいたします。土浦市産前・産後家事ヘルパー派遣事業の実施についてでございます。この事業につきましては、令和5年度の主要事業でございますが、実施に向けての要綱や契約等の内容の調整や実施可能な事業者との調整に時間を要しまして、この度実施できる運びとなりましたので、報告をさせていただくものでございます。この事業につきましては、先ほどの子育て世帯訪問支援事業と趣旨は同じでございます。産前産後における妊産婦の精神的、肉体的負担の軽減と安心して妊娠・出産ができる養育環境を整えることを目的として、虐待防止につながるように委託事業によって家事支援のためのヘルパーを自宅に派遣するものでございます。(1)の委託事業者は、株式会社ママメイトでございます。本社は千葉県我孫子市ですが、つくば市に支店がございます。今後は更に事業者を募りまして支援提供体制を確保していきたいと考えております。(2)の利用対象者につきましては、①、②の両方に該当するという、母子健康手帳の交付を受けている本市に居住する妊産婦で、なおかつ体調不良や日中に家族から家事育児の支援が得られない妊産婦ということでございます。(3)のサービスの主な内容につきましては、食事、洗濯、掃除、買物、調乳の準備など、沐浴の補助、おむつ交換の補助、保育所等の送迎、送迎の付添いなどでございます。(4)のサービスの流れですが、こども包括支援課で御相談の中で申請を受け付けまして、そこで利用決定した後、利用者と委託事業者を包括支援課でサービスを受ける日程を調整して、サービスを受けていただいて、事業者から毎月実績報告と請求を上げていただいて、委託料を支払っていくという流れでございます。(5)の利用期間は、利用決定から出産後1年以内ということでございます。次のページをお願いいたします。(6)の費用につきましては、サービスの単価は1時間当たり税込みで3,300円掛かるところなのですが、利用者の負担は500円、1時間当たり500円ということにしております。利用者負担を除いた分は、市が負担するというところでございます。また、交通費などのサービス以外の経費など急なキャンセル料は実費負担をしていただきます。なお、生活保護者世帯は無料で、全部市が負担するというところでございます。(7)の利用上の制約につきまして上限を設けておりますが、一般世帯で一般、多胎かということなのですが、

多胎でない一般世帯で1か月当たり4回程度、期間内で48時間まで、多胎の世帯で1か月当たり6回程度、期間内で72時間までとしております。(8)の事業開始予定日は2月20日としておりますが、契約を既に終わりました、もう実施できる体制でございます。(9)のその他ですけれども、先ほど申し上げましたが、先ほどの御説明した子育て世帯訪問支援事業と同趣旨の事業で、これと一体的に実施をしてまいります。妊娠してその赤ちゃんが生まれた世帯までは産前・産後家事ヘルパーのほうで、それ以降の場合は子育て世帯訪問支援事業を活用して対応していくというようなことでございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして委員の皆様から御質問等ございますか。

○鈴木委員 今回の委託業者が1社しか応募してこなかったのかな。ママメイトしか応募してこなかった。だとすると、今後土浦市内でこの会社と同様のサービスを提供できる業者というのがどのくらいあるのでしょうか。

○菊田こども政策課長 当初、土浦市内に支店のある業者と交渉しておりました。その事業所が最近ほかの会社と経営を統合するようになりまして、経営統合の親会社の意向も聞かなければならないということで、まだこの事業について返事がちょっと返ってきていない状況で、ずっと交渉しているのですが、返ってきてない状況です。なるべく土浦市内の事業所から進めたいということで交渉していたのですが、それを待ってはなかなか事業が進まないの、近隣のつくば市に支店のある今回のママメイトに交渉しまして、やってくれるということなので、まずはここと契約をして事業を進めながら、またほかの事業所もこれから開拓していきたいと考えているところでございます。

○鈴木委員 ということは、土浦市内に本社を置くこういったサービスが提供できる事業者というのは、現段階ではないわけですか。

○菊田こども政策課長 調査中のところでございまして、土浦市内に支店がある業者とは交渉していて、それが親会社との統合の関係でまだ返事がきていない。お話をさせていただきましたが。あとはほかにもできそうかもしれないということも、まだちょっと不確かな情報なのですが、そこも視野に入れながら対応していきたいと考えているところなのですが、まだ調査中のところがございます。

○鈴木委員 市内の業者がこの事業に参入できる条件として、例えば人材派遣業の許可を持っていないといけないとか、それともこのヘルパー派遣事業ということで別な介護サービスとか、そういう方面のサービス提供ができるところだったら参入できるとか、そういうところが明らかになれば、市内にもそういう業者がいるような気がするのですが。

○菊田こども政策課長 今委員がおっしゃられたように、ヘルパー派遣事業ということでそれを念頭に置いて探しておりました。その中でもできる、できそうだと言っていたところが先ほど交渉していた1社だけでした。そこがちょっとまだ不透明なので。もちろんそのヘルパー関係でできる場所があれば、進めていきたいと思っているところなのですが。方向性としてはそのヘルパー派遣ができる場所であれば、できるかなとは考えていますが、この産前・産後の家事のヘルパーができる場所というのが先ほど交渉中のところぐらいしか、幾つか当たって見たのですが、そこしかなかったというところでした。あと、つくば市のところではできるところが出てきたので、これをまず先にと。今後もっとできる対象者を増やしていきたいと考えておりますので、これから開拓していきたいと考えております。

○鈴木委員 まさにこれ、子育て支援を推進している安藤市長の政策だと思うのですが、できれば市内の業者でこういうことが、十分こういうサービスが提供できるような体制ができていくと、なお一層、土浦市に来て子供を産んで、子育てをしてという環境が整ってくると思うので、推進のほうよろしくお願いします。

○矢口委員長 ほかにございますか。

○平岡委員 本当に今の家庭の実態といいますか、子供たちが育つのは従来とはもう家族の形態が全く違ってきていますので、もう当然ヤングケアラーとか、妊産婦が孤立するということは日常的に起こり得ることだと思います。それに対しての支援をしていくということで、本当にもうよろしく申し上げますと言いたいところがございます。先ほどから鈴木委員がおっしゃっているように、その契約をこれから探す。もっともっと探していくということなのですが、契約期間というのはママメイトさんは何年ぐらいなのでしょう。

○菊田こども政策課長 通常予算の執行に基づいてるもので各年度毎なので、現在は5年度予算執行ですので5年度中の契約ですけれども、6年度は6年度で契約をして、1年毎の契約でございます。

○平岡委員 本当によろしく願いいたします。

○矢口委員長 本当にこういった事業が今求められているところでありますし、サービス内容は肉体的な部分を補うところが大きいと思いますが、実際お1人で子育て頑張っている方々の精神的な支えにもなる場所だと思うので、きっといろいろな家庭の状況、本当にお困りなことというのは吸い上がってくるわけですね。その事業者さんを通して。そういったところのフォローもよろしく願いいたします。以上で提出された資料の説明は終了いたしました。そのほか何かございますか。

○野中保育課長 別添資料のほうで、令和6年度土浦市放課後子ども総合プラン業務委託の受託状況、令和6年2月27日現在のほうを配布させていただきましたので、

お手元にありましたら、御覧いただければと思います。こちらは昨年12月に行われました第4回の定例会の一般会計補正予算(7回)におきまして、債務負担行為により承認をいただきました放課後児童クラブと放課後子供教室の民間委託契約につきまして、今年2月15日に指名競争入札を行った結果、来年度契約を予定する事業者が決定しましたので、御報告させていただきます。(1)の対象施設等なのですが、委託番号の①で土保委36号につきまして、こちらなのですが、今回も前年度と同様に3地区に分けて入札のほうを行わせていただきました。下高津小学校、中村小学校、乙戸小学校、東小学校の4校につきましては、令和6年度の契約予定事業者のほうでNPO法人で茨城教育ネットワークさん。委託番号の②、土保委37号、こちらのほう、大岩田小学校、真鍋小学校、土浦第二小学校の3校につきましては、NPO法人の土浦スポーツ健康支援センターさん。最後に、③の土保委38号の都和小学校、都和南小学校、新治学園義務教育学校、神立小学校の4校につきましては、SGC株式会社のほうに決定してございます。今回の入札に当たりまして、今年度第二小学校の保護者会等から要望があった件につきまして、仕様書のほうに記載できるものは記載して入札のほうは行っております。

○矢口委員長 当委員会でも随分話題になった内容ですが、皆様いかがですか。この件はよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○矢口委員長 そのほか何か執行部からございますでしょうか。

(「ございません」という声あり)

○矢口委員長 委員の皆さんからは何かございますか。

○鈴木委員 児童クラブのほうの現場で建物とか設備の部分で、もう1回全ての対象の学校に対してトイレなどその安全性を含めてチェックをしていただきたいというのは、幾つかの利用者の人からの声が聞こえてきていまして、トイレがあるにはあるんだけど、時間になると学校のシャッターが閉まってしまって学校の中のトイレが使えないと。そうすると、児童クラブ内にトイレがある施設は良いのですが、施設によっては外トイレを使う学校があると。そういうところは、そのトイレに行くまでの間があまり条件が良くなかったり、そういうところが聞こえてきますので、もう1回子供たちの安全性に関わる部分なので、トイレの問題、また、古い建物では床がきしむとか、壁が剥がれるなどいろいろあると思うので、そういうところを1回全てチェックをしていただいて委員会のほうに出していただければ、私たちのほうで修繕の必要があるとか、ないとかという意見を言うことができるので、その基礎になる資料、写真を含めてできれば提示をしていただきたいと思います。

○矢口委員長 今の件はいかがですか。

○野中保育課長 鈴木委員がおっしゃるとおり、例えば先ほど中村小学校なのですが、中村小学校は3教室ありまして、2教室につきましてはトイレが建物内にあるのですが、1つの教室につきましてはどうしても学校の外のトイレを利用するような形をとってありまして、手洗いのところもやはり外を使うようなことがございます。うちのほうとしても金額などでできるものはやっているのですが、どうしても建物などの老朽化に伴って床が大分下がっているような建物もございまして、かなり予算も掛かるものがございますので、できれば事務局のほうでも委員会のほうにお願いできるような形をとらせていただければと思います。

○矢口委員長 分かりました。きっと児童クラブで使っている教室というのは、元々の小学校の一部を仕切って後からそこに独立させた形が多いですね。ということで、そういったトイレなどいろいろな使い勝手が悪かったり、また、ちょっと改修が取り残されてしまっているのも現状なのでしょうか。是非そういうところの予算付けとかを私たちも見ていきたいと思っておりますので、御報告よろしくお願ひいたします。

○平岡委員 今年度の学童保育はとても応募者が多かったということで、抽選から漏れてしまった御家庭も結構あったかと思っておりますが、今後減ることというのはそこまではないと思っております。ですから、今後の対策についても本当にしっかり取り組んでいただきたいなというふうに思います。学童を利用するということは、お父さんもお母さんもしっかり働いていらっしゃる、若しくは単身でシングルマザー、シングルファーザー、いずれにしても皆さんしっかり働いていて、預けざるを得ないという状況にあると思っておりますので、今後の取組を重ねてよろしくお願ひいたします。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 以上でこども未来部は終了いたします。お疲れ様でございました。暫時休憩いたします。

(午後2時31分休憩)

(午後2時35分再開)

○矢口委員長 再開いたします。つづきまして、その他を行います。資料は、文教厚生委員会、令和6年、2月27日開催、土浦市公共施設等再編・再配置計画をお開きください。執行部より説明をお願いいたします。

○元川行革デジタル推進課長 本件につきましては、土浦市公共施設等再編・再配置計画に基づく進捗状況について対象施設が全ての常任委員会に関連しますことから、本日御報告させていただくものでございます。本計画につきましては、これまでも御案内させていただいておりますとおり、令和3年度に改定いたしました土浦市公共施設等総合管理計画で掲げてございます、令和37年度における公共施設総量の30

パーセント縮減や施設配置の適正化を推進するための実行計画といたしまして令和4年度に策定したもので、対象188施設のうち、早急に検討が必要な10施設の配置配置方針を始めといたしまして基本方針や今後のスケジュールを定めた内容の計画となっております。今後残りの178施設の配置方針を定めた上で、令和7年度に計画の改定を予定しており、今年度は外部会議でございます土浦市公共施設等再編・再配置計画策定委員会、こちらを2回開催いたしまして対象施設に関する検討を行いましたほか計画に基づく各種の取組を進めましたので、その内容について御案内させていただきます。まず資料1、類型別の方向性素案の策定でございますが、こちら(1)に記載のとおり、対象178施設を提供するサービスの性質等から全部で23の類型に分類の上、利用状況、コスト、施設の老朽化状況等を踏まえまして、それぞれの類型について今後の方向性を示しました類型別の方向性素案というものを策定いたしました。具体的な内容につきましては、資料のほう、参考1ということで、同じフォルダ内に添付させていただいております。時間の都合もございますので、こちらは後ほど内容を御確認いただければとお願い申し上げます。今後はこちらの類型別の方向性の素案を踏まえまして地区別での検討等も行いながら、各施設の配置方針を検討してまいります。その下、(2)といたしまして、この類型別の方向性の素案に対しまして市民の皆様から広く意見、意向を伺うとともに、本市の公共施設の現状、あるいは現在の取組について周知を図ることを目的といたしまして、(2)-①に記載の市民説明会及びその下②に記載がございます市民アンケートを資料に記載のとおり実施したいと存じます。このうち、アンケートにつきましては、同じフォルダ内に資料を参考2としてアンケートの調査票のほうも添付させていただいておりますので、こちら後ほど御確認いただければと存じます。つづきまして、2の配置方針に基づく具体的な取組方針についてといたしまして、昨年度配置方針を定めました10施設のうち、具体的な時期や方策等の検討が必要な五つの施設につきまして内部会議及び外部会議にて検討、協議を行い、今後の取組の方針が決定いたしましたので、その内容について御報告させていただきます。まず一つ目、(1)に記載の4施設、こちらの4施設につきましては昨年度に閉館との方針を示したところでございますが、具体的な閉館時期について現在の建物の状態や利用状況等を踏まえて検討を行い、代替機能の確保はおおむね可能であること、また、市民や利用者への周知期間等を考慮し、こちらの4施設、各施設ともに令和6年度末をもって閉館する方針となりました。2ページをお開きいただきたいと存じます。2ページ上部に閉館までのスケジュールということで記載させていただいておりますが、4月に先ほど御説明させていただいた市民説明会、こちらでこの4施設の閉館についても説明、5月に実際に施設を利用されてる方の説明会、こちらのほうは閉館時期ですとか、この施設がな

くなった後の代替機能についての周知、説明を行いますとともに、広報誌や施設への掲示等で広く周知を図った上で条例を廃止又は改正の上、先ほども御案内のとおり令和6年度末をもって閉館する予定でございます。なお、スケジュールのこのフローチャートの右側、クリーム色で色付けした箱がございます。こちらに上大津支所と上大津公民館との複合化の検討との記載がございますが、支所、出張所につきましては、公共施設等総合管理計画において公民館などをほかの施設への機能移転や複合化による施設の統廃合を検討するとの方針を示しており、上大津支所につきましては昨年度に策定した配置方針で代替機能の確保の検討という部分にも言及しておりますことから、同じ地区でございます上大津公民館との複合化について検討してまいりたいと存じます。上大津公民館の老朽化状況や支所機能の複合化等、喫緊の課題を抱えております現状を鑑みまして、次年度に策定予定の178施設の配置方針素案、こちらをもって当該施設の配置方針として先んじて選考決定した上で、できれば令和7年度から設計等に着手してまいりたいと今のところ考えているところでございます。また、各施設の閉館後の取扱いにつきましては資料中段に記載がございますとおり、耐震性が十分でない生涯学習館、勤労青少年ホーム、上大津支所につきましては安全性の確保の観点から現在の建物は活用せず、土地につきましては市での活用や民間への売却等の方針を検討してまいりたいと考えております。なお、青少年の家については土地が全面借地でございますので、施設の解体や原状回復など借地の返還に向けた検討を行ってまいりたいと存じます。つづきまして、(2)に記載の療育支援センターにつきましては、昨年度策定した配置方針におきまして現在保健センターで実施してございます、ことばの教室及び総早期療育相談との集約化による児童発達支援センターとしての整備を掲げており、内部会議及び外部会議にて検討、協議して、整備する場所の候補地の選定基準や比較項目について整理を行いました。それぞれ、資料に記載のとおり候補地の選定基準、比較項目としておりますが、今後はこちらの内容を踏まえまして候補地を3か所程度を選定した上で総合的に判断して、本年の7月頃にはまずは整備場所を決定したいということで考えてございます。3ページをお願いいたします。再編・再配置計画では施設総量の縮減ですとか、施設配置の適正化以外にも長期的な視点に立った広報契約方式の検討といたしましてPPP、いわゆる官民連携手法の導入の検討、また、事後保全から予防保全への転換といたしまして、施設包括管理の導入の検討についてもその方向性を示してございます。この点につきましても内部会議で協議、検討を進めましたので、御報告させていただきます。まず3番、PPP導入検討指針の策定についてでございますが、近年公共施設等の整備や維持管理におきまして良質なサービスの提供やコスト削減、活気にあふれる地域経済を実現するための手法といたしまして官民連携、PPPの推進が求められており、地方公共団体におき

ましては、国からPPP導入検討のためのルール策定を要請されている状況でございます。それを受けまして、本市では内閣府の支援を受けてPPP導入を推進するための検討手続等をまとめました土浦市公共施設整備等におけるPPP導入検討指針、こちらを今年度中に策定する予定であり、現在作業を進めているところでございます。現時点での指針案の主な内容につきましては、資料の①対象事業及び事業費規模から③対象手法に記載の内容のほか、検討のプロセスを明確にすることで様々な民間活力の積極的な活用を推進する仕組みを構築したいと考えているところでございます。なお、こちらにございますPPPにつきましては、③に記載のような手法を始めといたしまして実に様々な手法がございますことから、本日参考資料といたしまして現在策定中の指針からの抜粋にはなるのですが、参考3ということで同じフォルダにPPP手法の種類についてという資料を掲載させていただいております。こちらも恐れ入りますが、後ほど内容を御確認いただければと存じます。最後に、4番目の公共施設包括管理についてでございますが、公共施設においては利用者の安全確保の観点から施設の状況確認、適切な対応が重要であり、現在老朽化に伴う施設や設備の不具合等の増加等により所管課の業務負担も増加している状況でございます。そこで、資料下部に図でお示しさせていただきましたが、まず左側、これまで課、施設、業務毎に発注しておりました点検、保守管理、修繕等の施設管理業務につきまして、右側になります。複数の施設業務を一括して包括管理事業者に委託する手法でございます。公共施設包括管理、こちらの導入によりまして施設の品質向上や事務の効率化等を図ってまいりたいと考えているところでございます。こちらは、施設の維持管理を民間と連携して行うという、先ほどから御案内のPPP官民連携手法の一つとされているものでございます。資料をお開きいただきまして、4ページをお願いいたします。こちら以下、施設包括管理の概要につきまして、現時点で想定している内容を記載させていただいております。まず(1)対象施設につきましては、業務効率化や安全性加工の観点から小中義務教育学校と地区公民館、(2)対象業務につきましてはこちらに記載の①から③の業務を現在想定しているところでございます。なお、その下、(3)に記載の市内事業者の受注機会確保という記載がございますが、包括管理におきましては、これまで市内の事業者が発注していた業務に関しまして市と市内事業者の間に包括管理事業者が入るだけで、包括管理導入後も市内事業者が発注することには変わりはないものの、先行自治体の例に倣いまして、こちらの箱の中に記載の方法等により市内事業者の受注機会の確保にも留意しながら丁寧に進めてまいりたいと考えているところでございます。また、包括管理事業者は公募型プロポーザルによる選定を今のところ想定しており、包括管理導入に向けた今後のスケジュールに関しまして、まず(4)包括事業者向けの公募型サウンディングについての枠内に記載の日程で、プロ

ポータルにおいて効果的な御提案をいただけるよう、公募条件を整理するための意見交換、サウンディングを行った上で、一番下（５）今後のスケジュール案にございますが、市内事業者向けの説明会、契約期間に応じた債務負担行為の設定、公募型プロポータルの実施等を経まして、できれば令和７年度から業務開始を目指してまいりたいと存じます。以上雑ばくな説明で誠に恐縮に存じます。再編・再配置計画に係る各種の取組につきましては、今後も事前委員会等で適宜報告させていただきながら進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○矢口委員長 何か委員のほうからございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長 特にないようですので、執行部から何かございますか。

（「ございません」という声あり）

○矢口委員長 それでは、以上で文教厚生委員会を閉会いたします。